

## 長野県森林づくり県民税（森林税）県民アンケート結果について

### 1 調査の概要について

#### （1）調査方法

- ・ 地域：長野県全域
- ・ 調査対象：長野県内在住の満 18 歳以上の者
- ・ 調査対象者数：3,000 人
- ・ 抽出方法：層化 3 段無作為抽出法
- ・ 配布・回収方法：郵送配布・郵送回収
- ・ 調査期間：平成 29 年 6 月 15 日～7 月 11 日

#### （2）配布・回収状況

- ・ 配布数：3,000 人
- ・ 回収数：996 人
- ・ 回収率：33.2%

#### （3）集計について

- ・ 四捨五入の有効数字の関係で、合計が 100%にならない場合がある。
- ・ 要求回答数を超える等、設問の要求形式に沿わない回答を無効とした。
- ・ 無回答・無効は、不明として表示した。

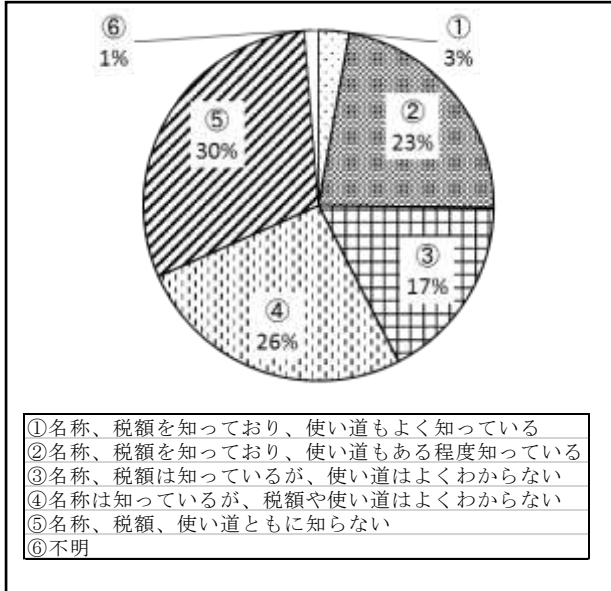
### 2 調査結果

別紙のとおり

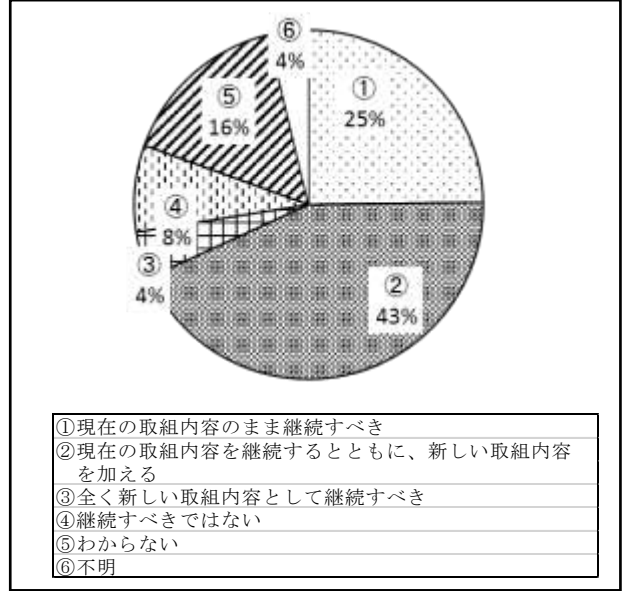
【参考情報】

使い道がよくわからない人が7割、継続には7割が賛成

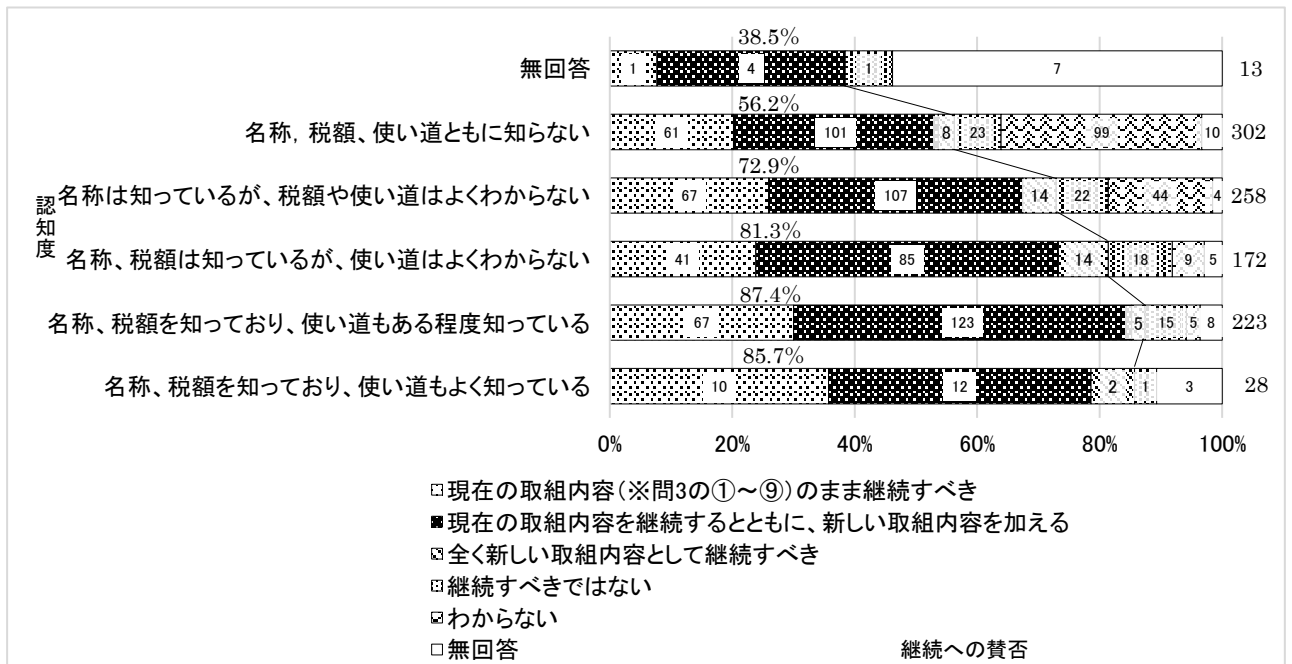
問1 森林税の認知度



問5 森林税の継続について



問1と問5の関係



- ・ 問1で、使い道がよくわからないと回答した人は73% (③~⑤)。
- ・ 一方で、問1で、名称は知っていると回答した人は69% (①~④)。
- ・ 問1で名称を知っていれば、問5で継続への賛成が7割を超え、使い道まで知っている方はさらに継続の意向が強い。

平成29年度

長野県森林づくり県民税アンケート調査

 長野県

## 目 次

I	調査の概要	-----	1
II	標本抽出	-----	7
III	結果の内容	-----	11
	(1) 長野県森林づくり県民税（森林税）について		12
	問 1 森林税の認知度		
	問 2 森林税の広報		14
	問 3 森林税を活用した取組		16
	問 4 森林に対する関心		18
	問 5 森林税の継続		20
	問 6 森林税を継続すべき理由		22
	問 7 森林税を継続すべきでない理由		24
	問 8 森林税を継続した場合の取組		26
	問 9 森林税を継続した場合の金額		28
	問 10 森林税を継続した場合の期間		30
	問 11 森林税に関するご意見		32
IV	調査票	-----	35

# I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、長野県森林づくり県民税に対する県民の意向を調査分析し、森林づくり県民税の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査対象期日

平成28年12月2日

3 調査概要

- (1) 地域 長野県全域
- (2) 調査対象 長野県内在住の満18歳以上の者
- (3) 調査対象者数 3,000人
- (4) 抽出方法 層化3段無作為抽出法
- (5) 調査時期 平成29年(2017年)6月15日～7月11日

4 回収結果

回収数(率) 996人(33.2%)

5 調査委託機関

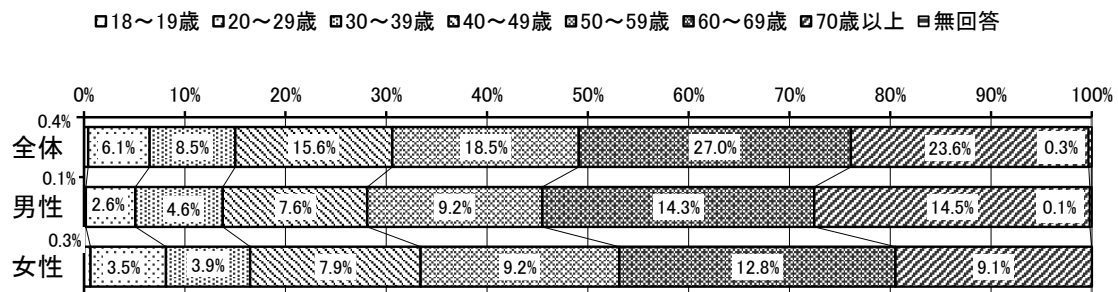
株式会社こうそく

6 回答状況

【男女別・年代別】 (上段回答者数：下段割合)

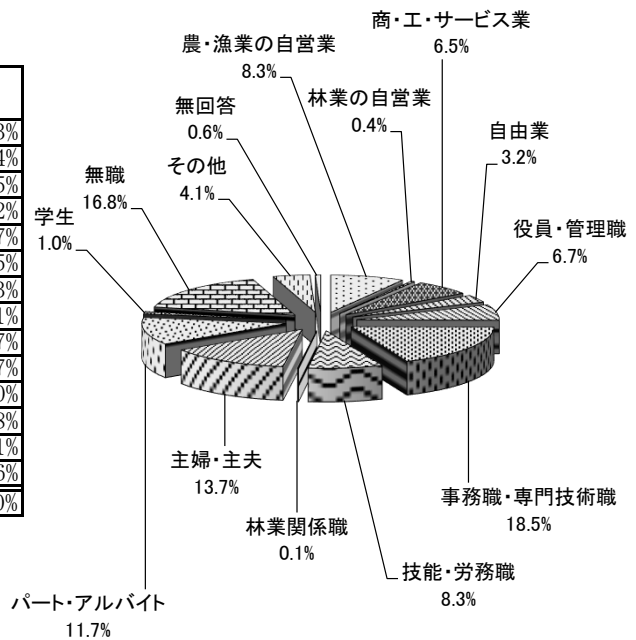
	総数	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	無回答・不明
総数	996	4	61	85	155	184	269	235	3
	100.0%	0.4%	6.1%	8.5%	15.6%	18.5%	27.0%	23.6%	0.3%
男性	528	1	26	46	76	92	142	144	1
	53.0%	0.1%	2.6%	4.6%	7.6%	9.2%	14.1%	14.5%	0.1%
女性	466	3	35	39	79	92	127	91	-
	46.8%	0.3%	3.5%	3.9%	7.9%	9.2%	12.8%	9.1%	-
無回答	2	-	-	-	-	-	-	-	2
	0.2%	-	-	-	-	-	-	-	0.2%

※ 割合(%)はすべて、総数(n=996)に対する割合



【職業別】

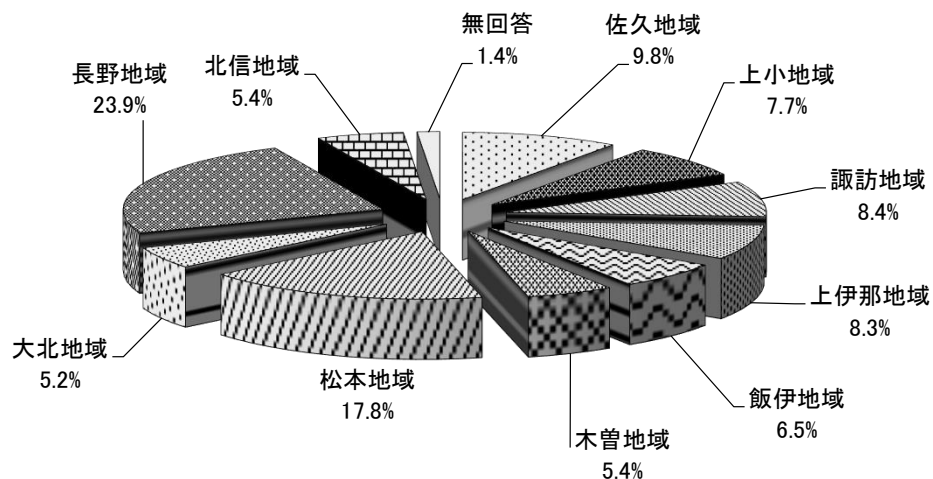
	回答者数	割合
農・漁業の自営業	83	8.3%
林業の自営業	4	0.4%
商・工・サービス業	65	6.5%
自由業	32	3.2%
役員・管理職	67	6.7%
事務職・専門技術職	184	18.5%
技能・労務職	83	8.3%
林業関係職	1	0.1%
主婦・主夫	136	13.7%
パート・アルバイト	117	11.7%
学生	10	1.0%
無職	167	16.8%
その他	41	4.1%
無回答	6	0.6%
合計	996	100.0%



【地域別】

	調査対象者数 (注)		回答者数		回答率
	人数	割合	人数	割合	
佐久地域	270	9.0%	98	9.8%	34.1%
上小地域	270	9.0%	77	7.7%	27.0%
諏訪地域	260	8.7%	84	8.4%	30.4%
上伊那地域	240	8.0%	83	8.3%	33.8%
飯伊地域	210	7.0%	65	6.5%	30.5%
木曾地域	150	5.0%	54	5.4%	34.0%
松本地域	570	19.0%	177	17.8%	29.5%
大北地域	150	5.0%	52	5.2%	32.7%
長野地域	730	24.3%	238	23.9%	31.4%
北信地域	150	5.0%	54	5.4%	36.0%
無回答	-	-	14	1.4%	-
合計	3000	100.0%	996	100.0%	31.8%

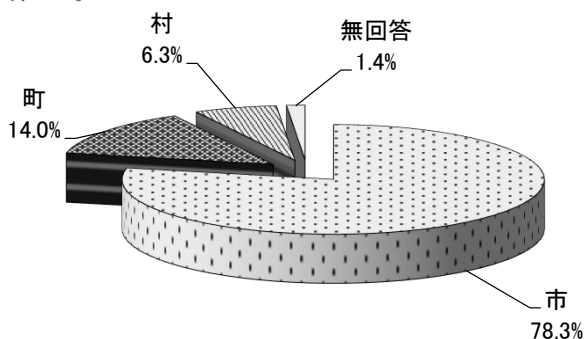
(注) 調査対象者数：上記10地域ごとの有権者数（平成28年12月2日現在）により、3000の調査対象者数を比例配分した。ただし、各地域の標本数が150以上となるよう調整している。



【市町村別】

	調査対象者数 (注)		回答者数		回答率
	人数	割合	人数	割合	
市	2390	79.7%	780	78.3%	32.6%
町	410	13.7%	139	14.0%	33.9%
村	200	6.7%	63	6.3%	31.5%
無回答	-	-	14	1.4%	-
合計	3000	100.0%	996	100.0%	33.2%

(注) 調査対象者数：地域ごとに比例配分された調査対象者数を、市部・町部・村部ごとの有権者数（平成28年12月2日現在）により、比例配分した。



【地域別内訳】

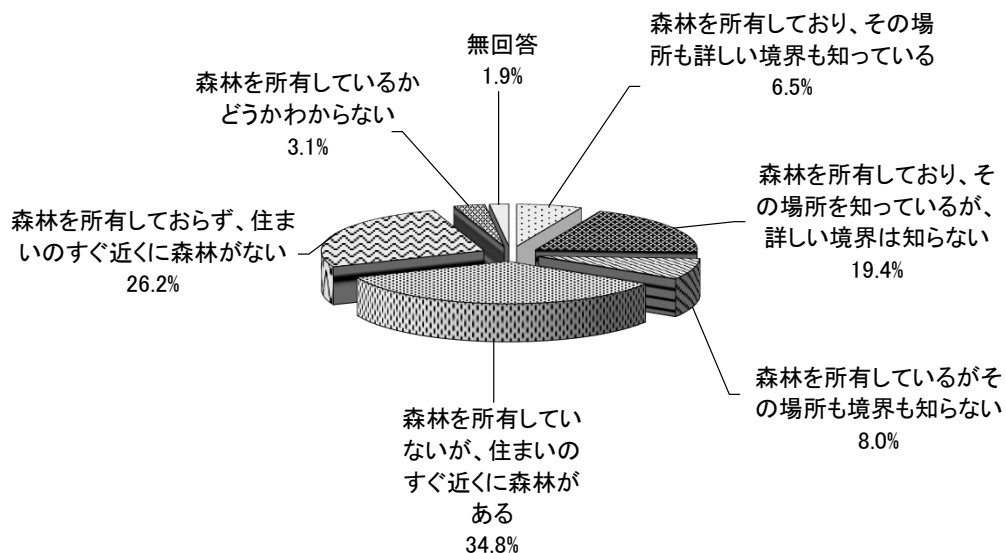
地域	市町村名	回答者数	割合
佐久	佐久市	56	5.6%
	小諸市	20	2.0%
	御代田町	8	0.8%
	軽井沢町	3	0.3%
	佐久穂町	5	0.5%
	立科町	4	0.4%
	川上村	2	0.2%
上小	上田市	65	6.5%
	東御市	8	0.8%
	長和町	4	0.4%
諏訪	茅野市	28	2.8%
	岡谷市	26	2.6%
	諏訪市	25	2.5%
	下諏訪町	5	0.5%
上伊那	伊那市	39	3.9%
	駒ヶ根市	10	1.0%
	辰野町	10	1.0%
	箕輪町	12	1.2%
	飯島町	5	0.5%
	南箕輪村	7	0.7%
飯伊	飯田市	45	4.5%
	高森町	1	0.1%
	松川町	2	0.2%
	阿南町	3	0.3%
	大鹿村	4	0.4%
	阿智村	3	0.3%
	根羽村	3	0.3%
	天龍村	2	0.2%
	平谷村	2	0.2%

地域	市町村名	回答者数	割合
木曾	上松町	9	0.9%
	南木曾町	11	1.1%
	木曾町	23	2.3%
	木祖村	11	1.1%
	安曇野市	32	3.2%
松本	松本市	111	11.1%
	塩尻市	26	2.6%
	筑北村	4	0.4%
	山形村	4	0.4%
大北	大町市	21	2.1%
	池田町	15	1.5%
	松川村	7	0.7%
	白馬村	9	0.9%
長野	長野市	189	19.0%
	千曲市	14	1.4%
	須坂市	21	2.1%
	飯綱町	2	0.2%
	信濃町	3	0.3%
	坂城町	8	0.8%
	高山村	1	0.1%
	飯山市	18	1.8%
北信	中野市	26	2.6%
	山ノ内町	6	0.6%
	栄村	4	0.4%
	無回答	14	1.4%
合計		996	100.0%



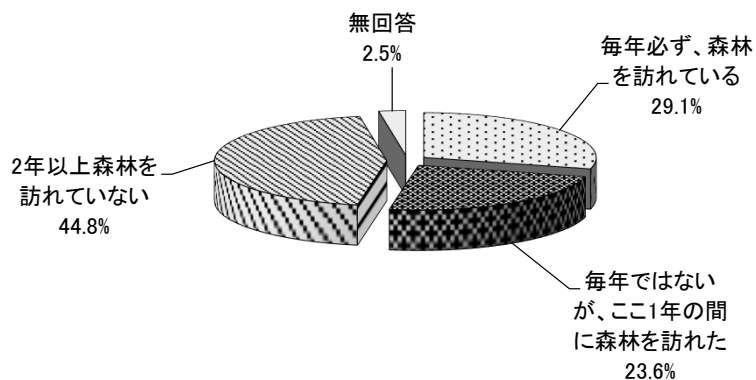
【森林の所有】

	回答者数	割合
森林を所有しており、その場所も詳しい境界も知っている	65	6.5%
森林を所有しており、その場所を知っているが、詳しい境界は知らない	193	19.4%
森林を所有しているがその場所も境界も知らない	80	8.0%
森林を所有していないが、住まいのすぐ近くに森林がある	347	34.8%
森林を所有しておらず、住まいのすぐ近くに森林がない	261	26.2%
森林を所有しているかどうか分からない	31	3.1%
無回答	19	1.9%
合計	996	100.0%



【森林を訪れる機会】

	回答者数	割合
毎年必ず、森林を訪れている	290	29.1%
毎年ではないが、ここ1年の間に森林を訪れた	235	23.6%
2年以上森林を訪れていない	446	44.8%
無回答	25	2.5%
合計	996	100.0%



## 7 その他

- (1) 調査結果の割合は、百分率で表記した。百分率の値は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表示している。したがって、割合の合計が100%とならない場合がある。なお、調査の設問には単数回答と複数回答があり、複数回答の場合には割合の合計が100%を上回ることがある。
- (2) 集計結果において、「無回答」とは、当該設問に対する回答（選択）が無いものを示す。  
※回答方法が1択の設問に対して、複数選択されているなど、正常な回答として扱えないものも「無回答」とする。
- (3) 「Ⅲ結果の内容」中、設問の表記は、便宜上補足（選択肢の番号など）を加えている場合がある。また、設問の選択肢で文字数が多いものについては、本文や図表中で便宜上短く省略している場合がある。

## II 標本抽出

## 1 標本(サンプル)の抽出

- (1) 母集団 長野県内に在住する満18歳以上の者  
(2) 標本数 3,000  
(3) 抽出方法 層化3段無作為抽出法  
県内を10地域に分け、有権者数(平成28年12月2日現在)による比例配分をもとに、抽出の対象となる市町村及び地点(投票区)、さらには対象者を決定した。ただし、各地域(地域振興局単位)の標本数が150以上となるよう、調整している。

<層化>(=母集団をいくつかの層に分けること)  
初めに、県内を次の10地域に区分した(層化)。

- ① 佐久地域(小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡)
- ② 上小地域(上田市、東御市、小県郡)
- ③ 諏訪地域(岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡)
- ④ 上伊那地域(伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡)
- ⑤ 飯伊地域(飯田市、下伊那郡)
- ⑥ 木曾地域(木曾郡)
- ⑦ 松本地域(松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡)
- ⑧ 大北地域(大町市、北安曇郡)
- ⑨ 長野地域(長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡)
- ⑩ 北信地域(中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡)

<標本数の配分>

各層ごとに市部・町部・村部に分け、それぞれの有権者数により、3,000の標本数を比例配分した。ただし、各地域の標本数が150以上となるよう調整している。

これをもとに、市部・町部・村部ごとの抽出地点数(対象投票区数)を算出した。

○1地点当たりの標本数は10とした。

【抽出地点(対象投票区)数】	市部	239地点
	町部	41地点
	村部	20地点
	合計	300地点

<3段階の抽出>

① 第1段 次を算出し、等間隔抽出法によって対象市町村を抽出した。

$$\frac{\text{各層の市部・町部・村部ごとの有権者数の合計}}{\text{各層の市部・町部・村部ごとに算出された地点数}} = \text{抽出間隔}$$

② 第2段 次を算出し、等間隔抽出法によって対象投票区を抽出した。

$$\frac{\text{対象市町村の投票区数の合計}}{\text{対象市町村ごとに算出された地点数}} = \text{抽出間隔}$$

③ 第3段 次を算出し、等間隔抽出法によって選挙人名簿から対象者を抽出した。

$$\frac{\text{対象投票区の実選挙人名簿登録者数}}{\text{1地点当たりの標本数(10)}} = \text{抽出間隔}$$

## 2 調査地点一覧

地域	市町村名	抽出地点数 (投票区数)	対象数
佐久	佐久市	14	140 件
	小諸市	6	60 件
	御代田町	2	20 件
	軽井沢町	2	20 件
	佐久穂町	1	10 件
	立科町	1	10 件
	川上村	1	10 件
上小	上田市	22	220 件
	東御市	4	40 件
	長和町	1	10 件
諏訪	茅野市	8	80 件
	岡谷市	8	80 件
	諏訪市	8	80 件
	下諏訪町	2	20 件
上伊那	伊那市	10	100 件
	駒ヶ根市	4	40 件
	辰野町	3	30 件
	箕輪町	3	30 件
	飯島町	2	20 件
	南箕輪村	2	20 件
	飯伊	飯田市	13
高森町		1	10 件
松川町		1	10 件
阿南町		1	10 件
大鹿村		1	10 件
阿智村		1	10 件
根羽村		1	10 件
天龍村		1	10 件
平谷村		1	10 件

地域	市町村名	抽出地点数 (投票区数)	対象数
木曾	上松町	3	30 件
	南木曾町	3	30 件
	木曾町	6	60 件
	木祖村	3	30 件
松本	安曇野市	13	130 件
	松本市	33	330 件
	塩尻市	9	90 件
	筑北村	1	10 件
大北	山形村	1	10 件
	大町市	7	70 件
	池田町	3	30 件
長野	松川村	2	20 件
	白馬村	3	30 件
	長野市	53	530 件
	千曲市	8	80 件
北信	須坂市	7	70 件
	飯綱町	1	10 件
	信濃町	1	10 件
	坂城町	2	20 件
	高山村	1	10 件
	飯山市	4	40 件
	中野市	8	80 件
	山ノ内町	2	20 件
栄村	1	10 件	



### Ⅲ 結果の内容

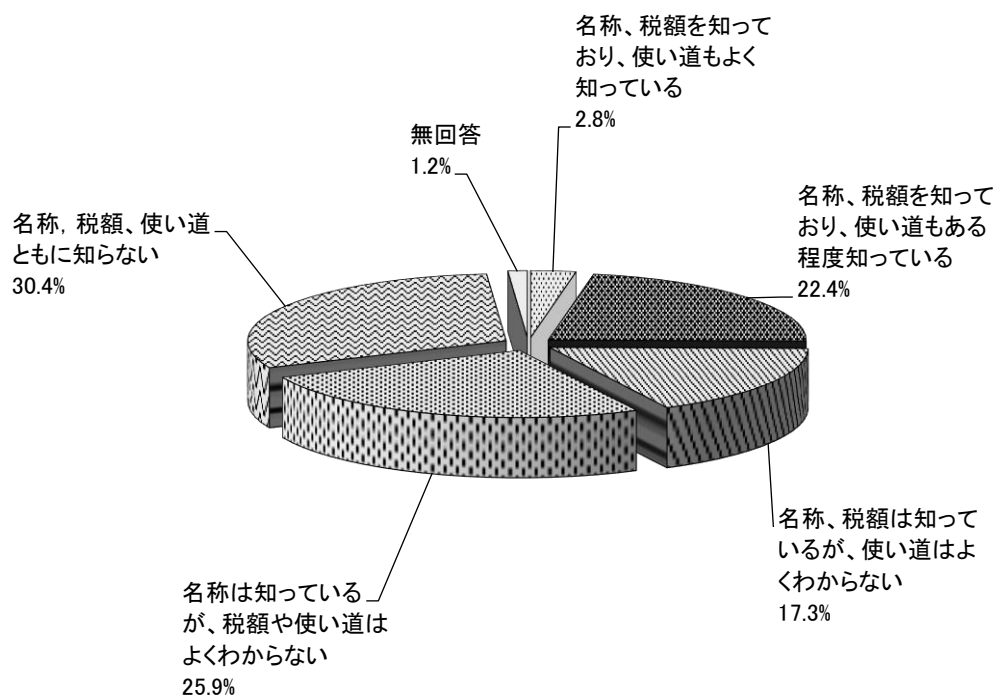
## 《長野県森林づくり県民税（森林税）について》

### 問1 森林税の認知度について

長野県では、平成20年度から森林税を導入しています。あなたは、以前から、森林税の名称、税額、使い道をご存知でしたか？次の中から1つお選びください。

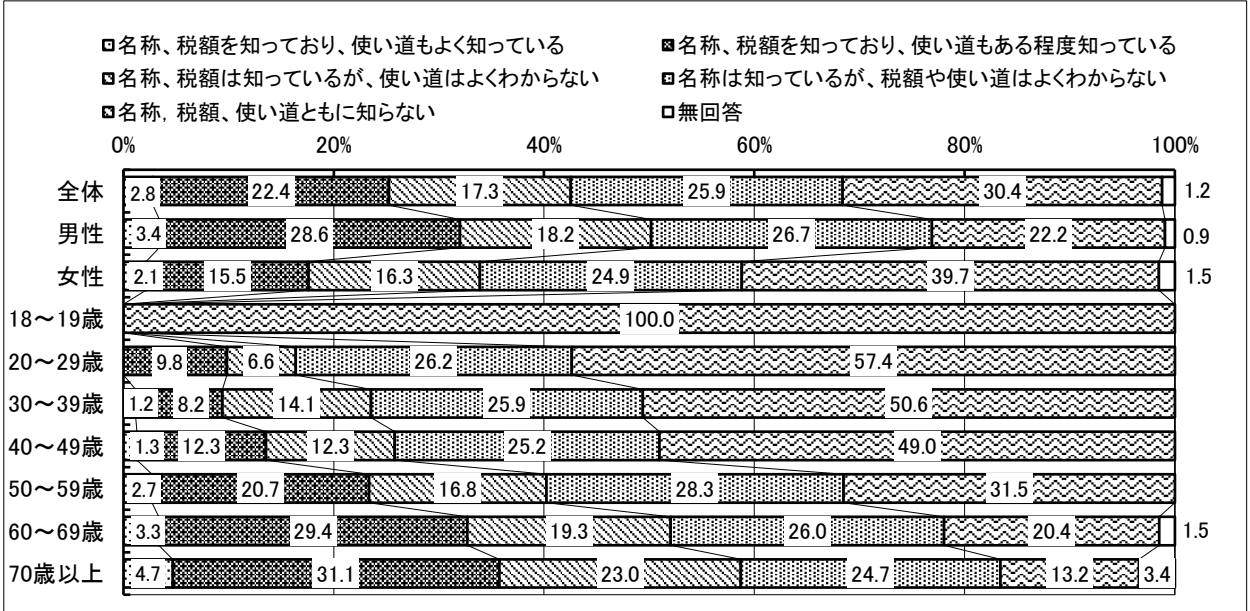
●「名称、税額、使い道を知っている」は全体の25.2%となっている。「名称、税額、使い道とも知らない」は30.3%であった。

	n= 996	回答数 (人)	割合 (%)
① 名称、税額を知っており、使い道もよく知っている		28	2.8
② 名称、税額を知っており、使い道もある程度知っている		223	22.4
③ 名称、税額は知っているが、使い道はよくわからない		172	17.3
④ 名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない		258	25.9
⑤ 名称、税額、使い道とも知らない		302	30.3
無回答		13	1.3

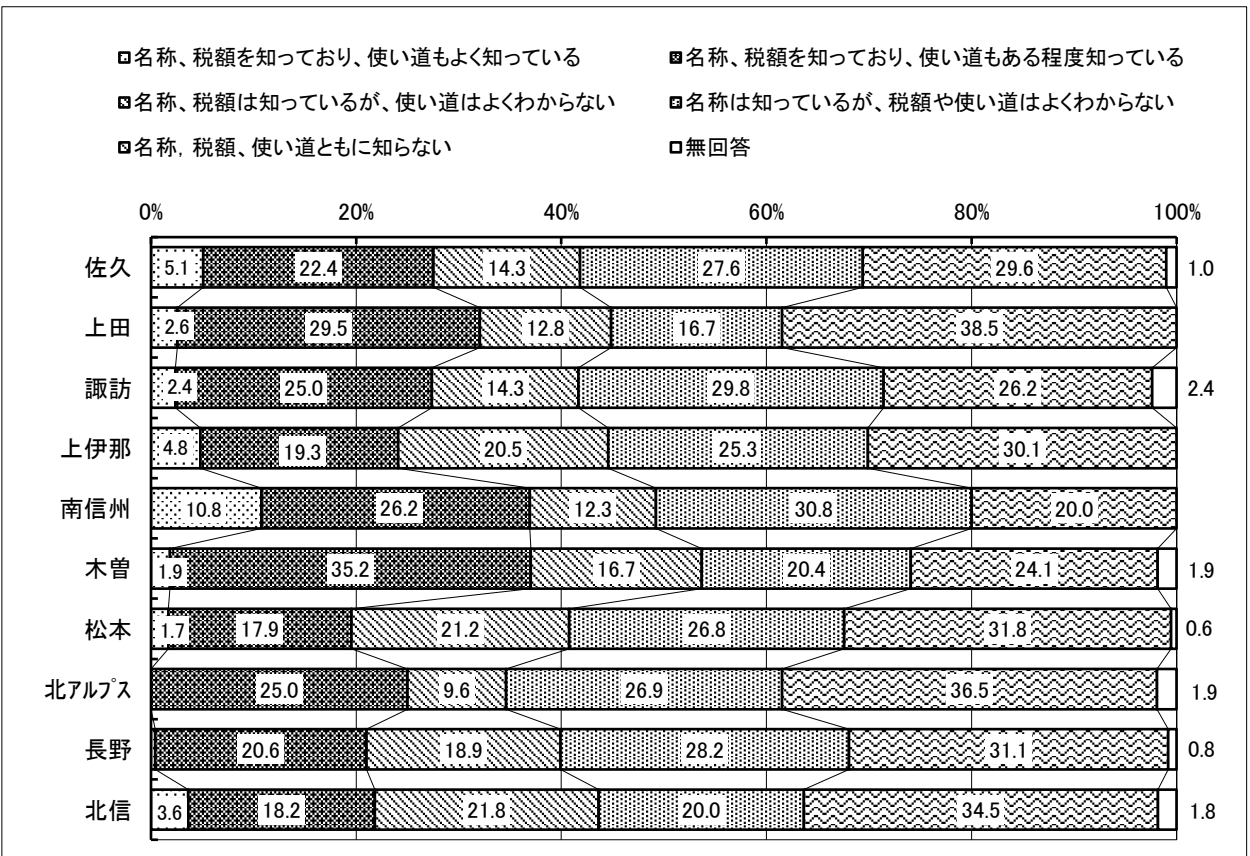




【性別・年代別】



【地域別】



## 問2 森林税の広報について <問1で①から④を選ばれた方>

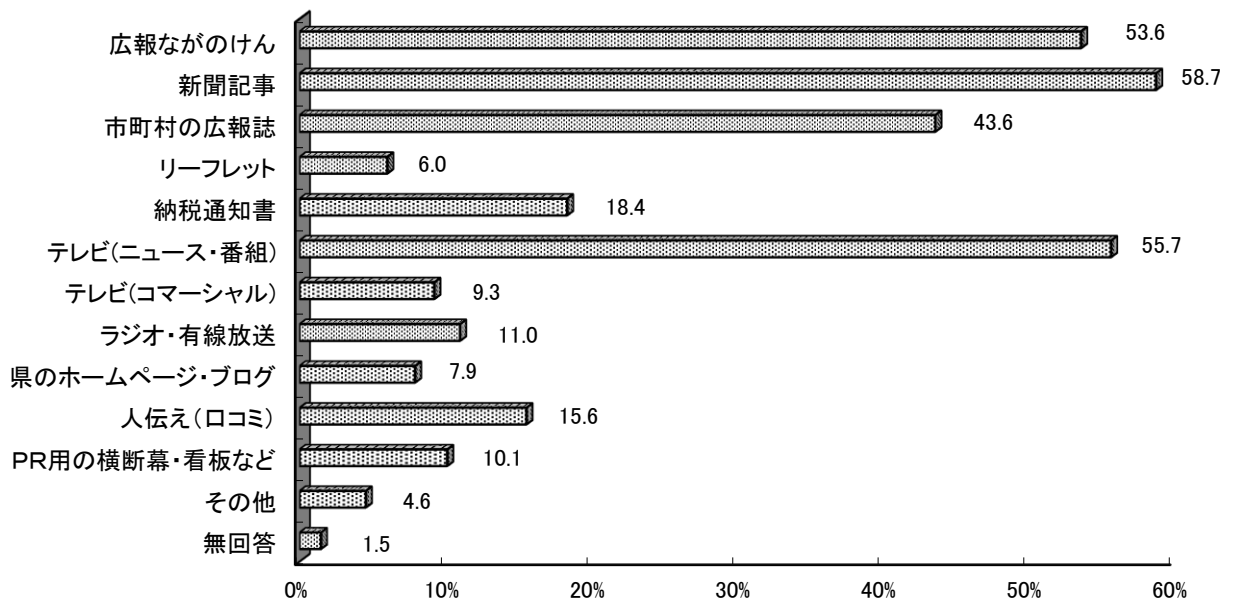
あなたは、森林税の名称、税額、使い道などを、どのようにお知りになりましたか？これまでに森林税について見たり聞いたりしたことがある項目を、次の中から全てお選びください。

●「新聞記事」が58.7%と最も高く、次いで「テレビ(ニュース・番組)」(55.7%)、「広報ながのけん」(53.6%)が50%以上の高い割合となっている。

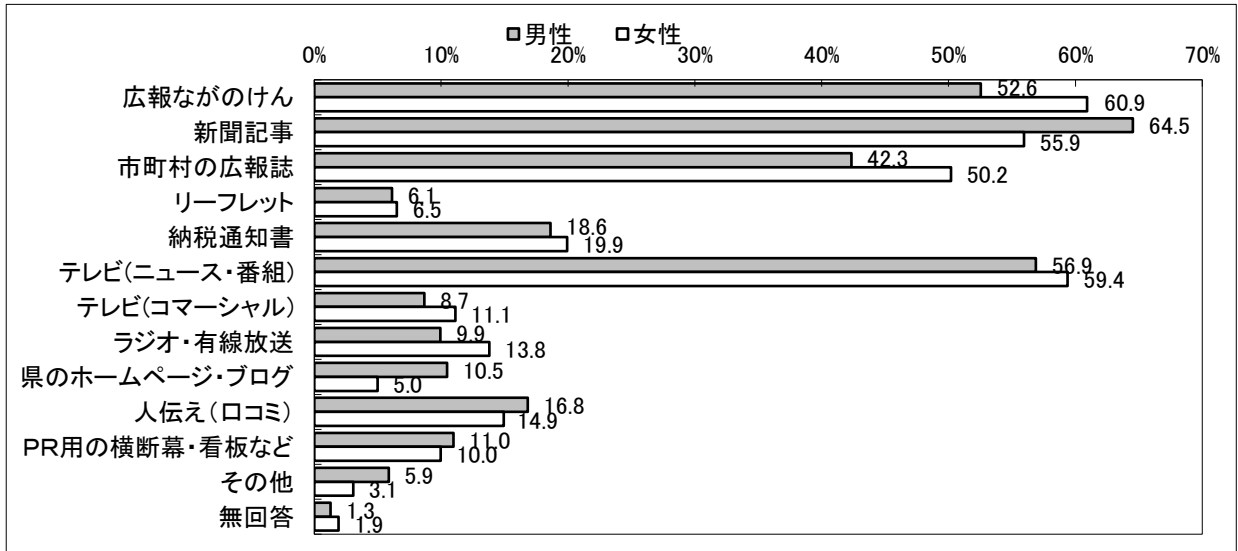
	n= 681	回答数 (人)	割合 (%)
① 広報ながのけん		365	53.6
② 新聞記事		400	58.7
③ 市町村の広報誌		297	43.6
④ リーフレット		41	6.0
⑤ 納税通知書		125	18.4
⑥ テレビ(ニュース・番組)		379	55.7
⑦ テレビ(コマーシャル)		63	9.3
⑧ ラジオ・有線放送		75	11.0
⑨ 県のホームページ・ブログ		54	7.9
⑩ 人伝え(口コミ)		106	15.6
⑪ PR用の横断幕・看板など		69	10.1
⑫ その他		31	4.6
無回答		10	1.5

### その他意見

- ・森林組合や林業関係NPO法人等の広報誌
- ・家族や知人が林業関係の職に従事している
- ・今回のアンケートの同封資料 など



【性別】



【年代別】

(単位：%)

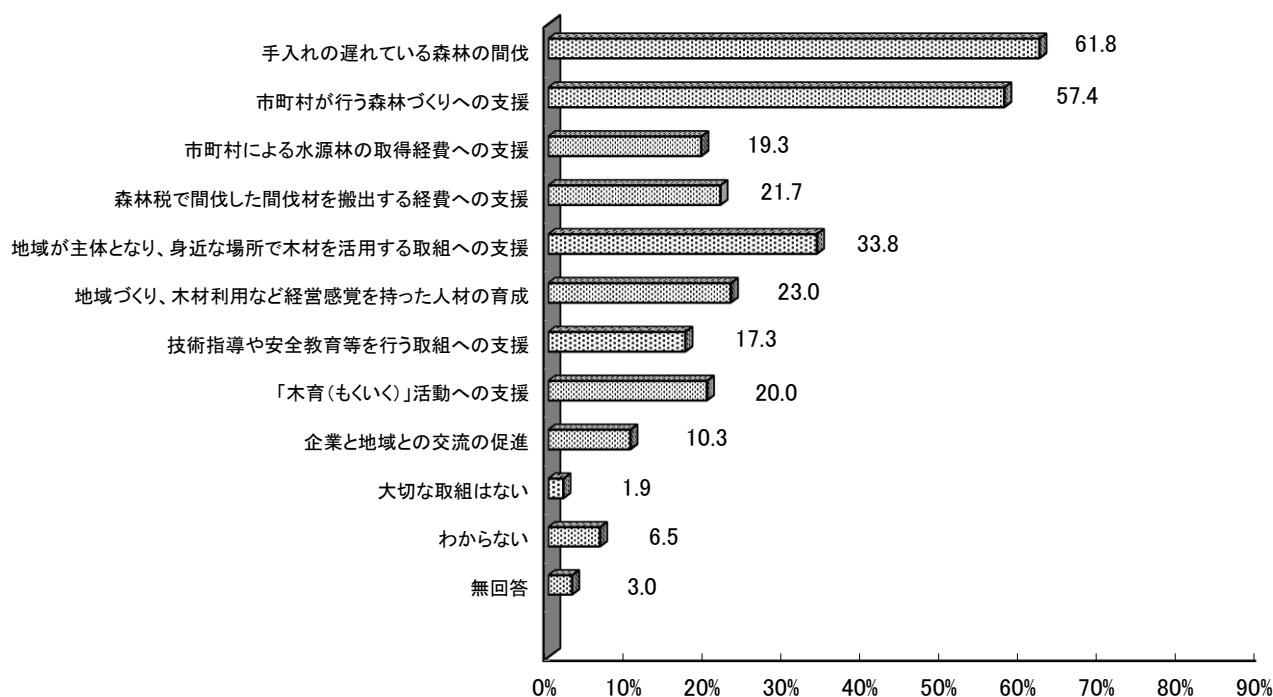
	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
広報ながのけん	0.0	32.0	32.5	27.3	51.3	68.2	65.8
新聞記事	0.0	44.0	62.5	63.6	60.5	58.1	65.3
市町村の広報誌	0.0	16.0	35.0	32.5	38.7	50.5	55.4
リーフレット	0.0	4.0	7.5	2.6	7.6	8.1	5.2
納税通知書	0.0	8.0	27.5	15.6	11.8	19.7	24.4
テレビ(ニュース・番組)	0.0	56.0	45.0	58.4	62.2	56.6	59.1
テレビ(コマーシャル)	0.0	16.0	7.5	9.1	9.2	9.1	10.4
ラジオ・有線放送	0.0	8.0	27.5	13.0	12.6	8.6	9.8
県のホームページ・ブログ	0.0	4.0	2.5	10.4	11.8	9.6	5.7
人伝え(口コミ)	0.0	20.0	20.0	18.2	15.1	12.6	18.1
PR用の横断幕・看板など	0.0	12.0	20.0	7.8	12.6	9.6	9.3
その他	0.0	4.0	7.5	5.2	4.2	3.5	5.7
無回答	0.0	4.0	2.5	1.3	3.4	1.5	0.0

### 問3 森林税を活用した取組について

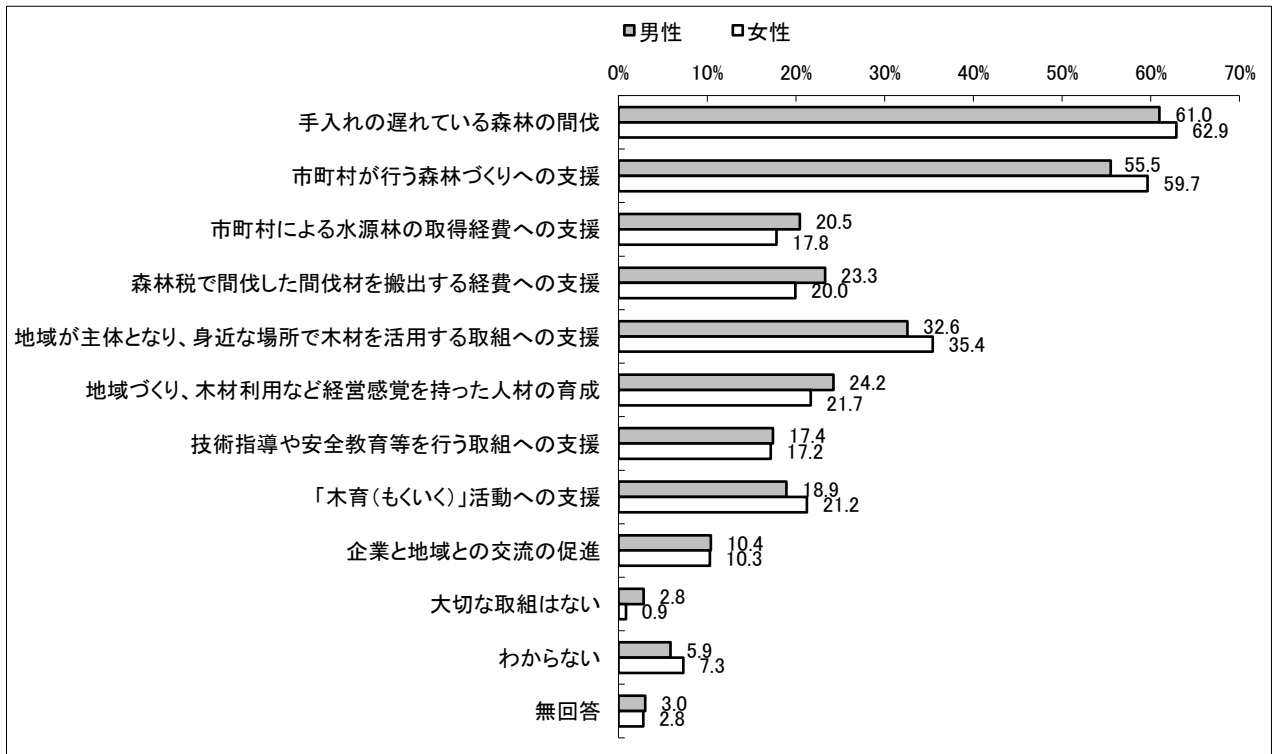
森林税は現在、以下のような森林づくりに関する取組に活用されています。あなたが大切だと思う取組を、次の中から3つまでお選びください。

●「森林の間伐」が61.8%と最も高く、次いで「市町村が行う森林づくりへの支援」(57.4%)、「身近な場所で木材を活用する取組への支援」(33.8%)が高い割合となっている。

	n= 996	回答数 (人)	割合 (%)
① 手入れの遅れている森林の間伐		616	61.8
② 市町村が行う森林づくりへの支援		572	57.4
③ 市町村による水源林の取得経費への支援		192	19.3
④ 森林税で間伐した間伐材を搬出する経費への支援		216	21.7
⑤ 地域が主体となり、身近な場所で木材を活用する取組への支援		337	33.8
⑥ 地域づくり、木材利用など経営感覚を持った人材の育成		229	23.0
⑦ 技術指導や安全教育等を行う取組への支援		172	17.3
⑧ 「木育(もくいく)」活動への支援		199	20.0
⑨ 企業と地域との交流の促進		103	10.3
⑩ 大切な取組はない		19	1.9
⑪ わからない		65	6.5
無回答		30	3.0



【性別】



【年代別】

(単位：%)

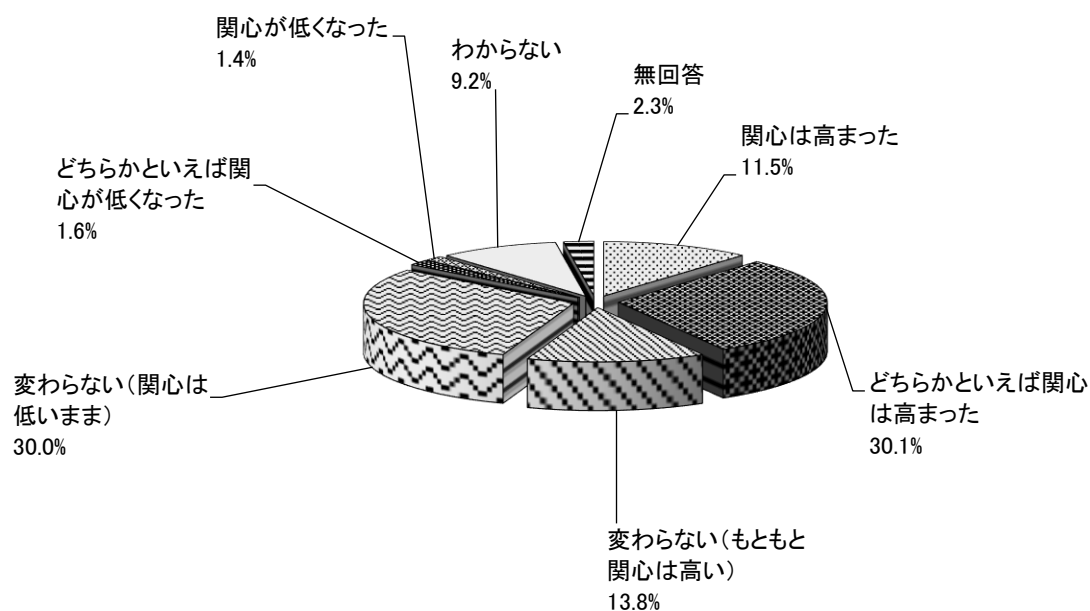
	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
手入れの遅れている森林の間伐	50.0	54.1	64.7	60.0	66.3	64.7	57.4
市町村が行う森林づくりへの支援	50.0	59.0	58.8	57.4	56.0	58.4	57.0
市町村による水源林の取得経費への支援	25.0	16.4	15.3	22.6	17.9	19.3	19.6
森林税で間伐した間伐材を搬出する経費への支援	0.0	18.0	23.5	21.3	21.2	26.4	17.9
地域が主体となり、身近な場所で木材を活用する取組への支援	25.0	34.4	32.9	35.5	34.2	34.2	32.3
地域づくり、木材利用など経営感覚を持った人材の育成	25.0	21.3	21.2	17.4	31.0	21.6	23.4
技術指導や安全教育等を行う取組への支援	25.0	24.6	12.9	20.0	19.0	14.9	16.6
「木育(もくいく)」活動への支援	25.0	18.0	29.4	19.4	17.4	21.2	18.3
企業と地域との交流の促進	0.0	19.7	9.4	7.7	10.3	10.8	9.8
大切な取組はない	25.0	0.0	3.5	1.3	0.5	1.9	3.0
わからない	0.0	3.3	4.7	5.2	5.4	6.7	9.8
無回答	0.0	1.6	2.4	1.3	1.1	1.9	7.2

#### 問4 森林に対する関心について

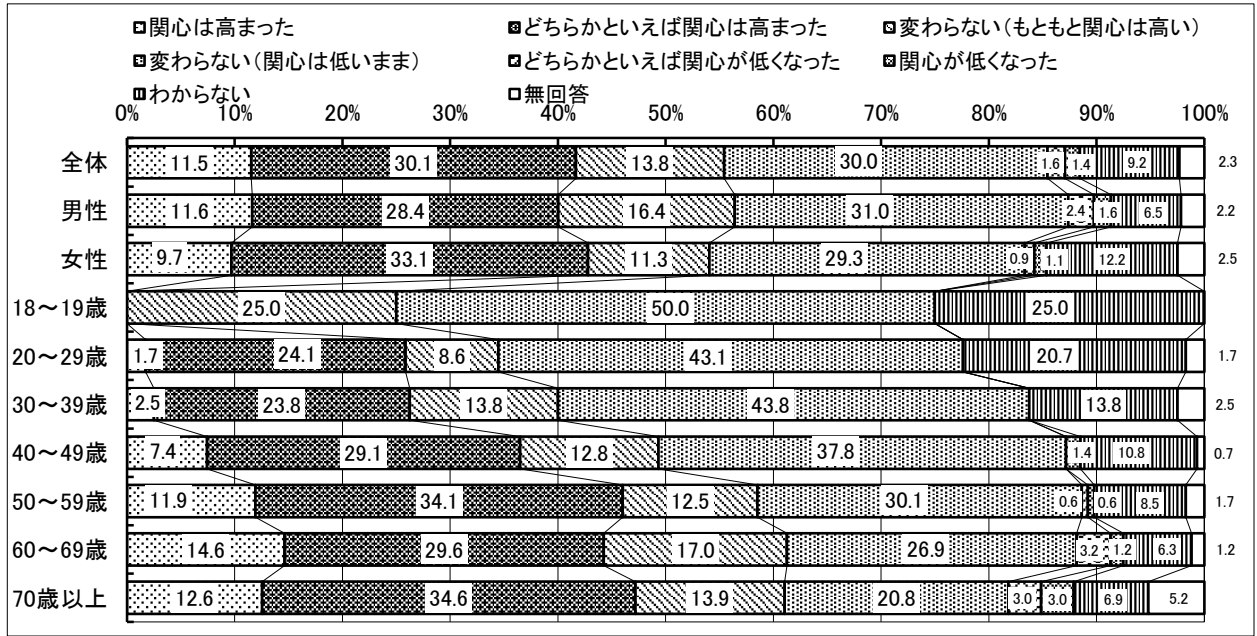
森林税を活用した様々な取組などを通して、近年、森林に対するあなたの最近の関心は変化しましたか？次の中から1つお選びください。

●「関心は高まった」(11.5%)、「どちらかといえば関心は高まった」(30.1%)を合すると41.6%の人が「関心が高くなった」と回答している。

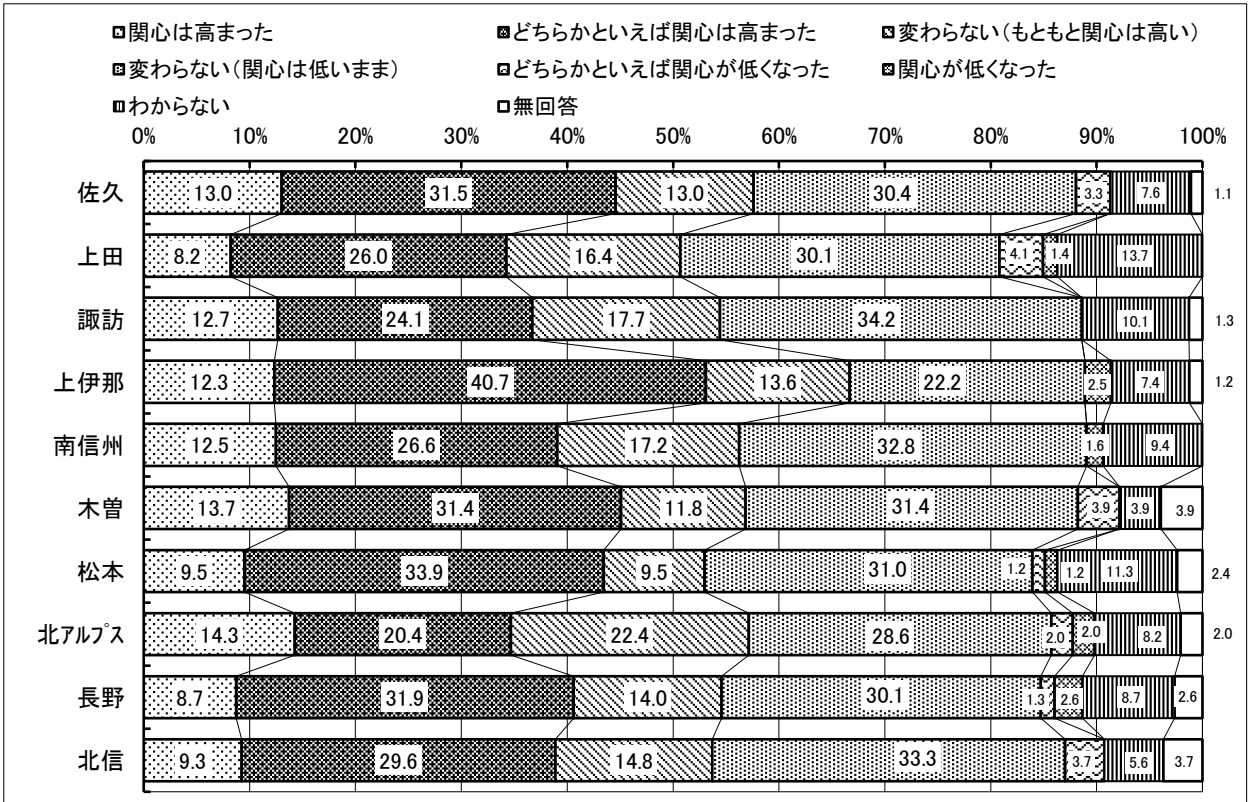
	n= 996	回答数 (人)	割合 (%)
① 関心は高まった		115	11.5
② どちらかといえば関心は高まった		300	30.1
③ 変わらない(もともと関心は高い)		137	13.8
④ 変わらない(関心は低いまま)		299	30.0
⑤ どちらかといえば関心が低くなった		16	1.6
⑥ 関心が低くなった		14	1.4
⑦ わからない		92	9.2
無回答		23	2.3



【性別・年代別】



【地域別】

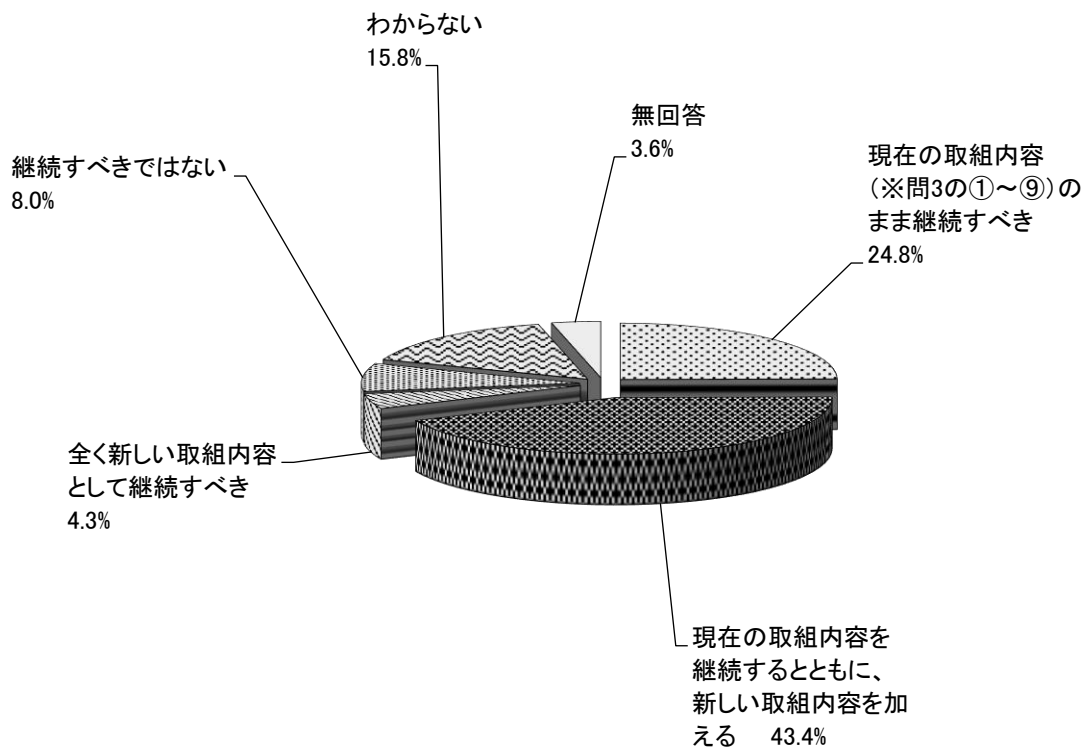


## 問5 森林税の継続について

現在の森林税は、平成25年度から平成29年度までの5年が実施期間です。あなたは、平成30年度以降の森林税の継続についてどのようにお考えですか？次の中から1つお選びください。

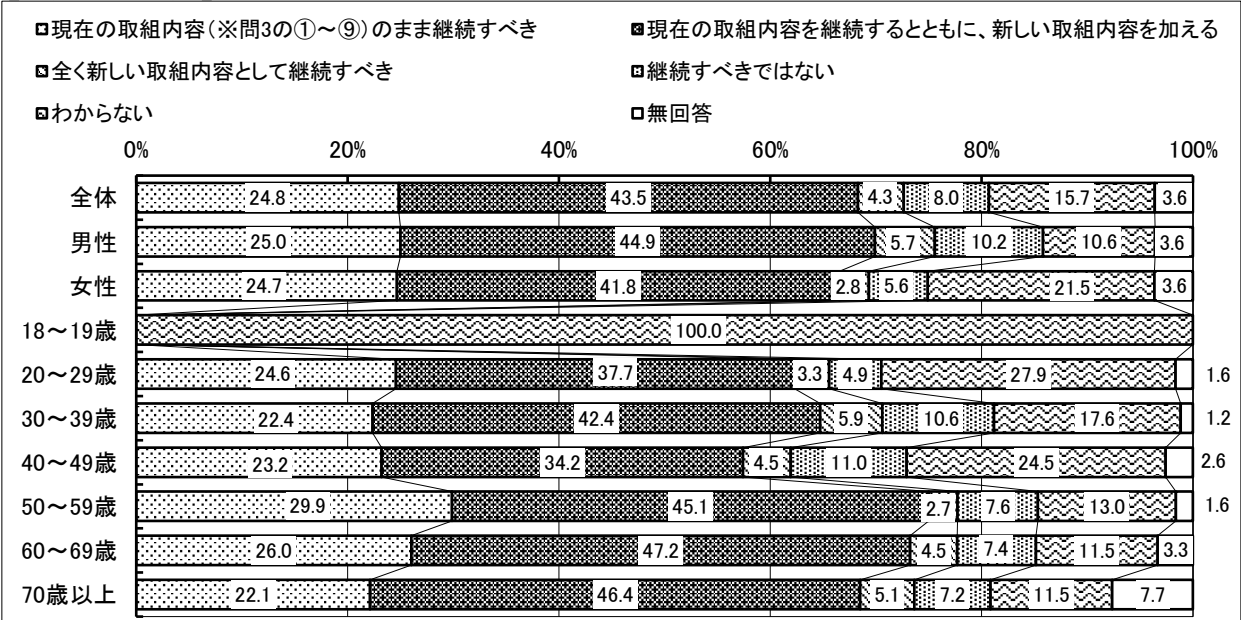
●「新しい取組内容を加えて継続」(43.4%)、「現在の内容のまま継続」(24.8%)、「全く新しい取組内容で継続」(4.3%)を合せて72.5%の人が森林税を継続すべきとしている。

	n= 996	回答数 (人)	割合 (%)
① 現在の取組内容(※問3の①～⑨)のまま継続すべき		247	24.8
② 現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加える		432	43.4
③ 全く新しい取組内容として継続すべき		43	4.3
④ 継続すべきではない		80	8.0
⑤ わからない		157	15.8
無回答		37	3.7

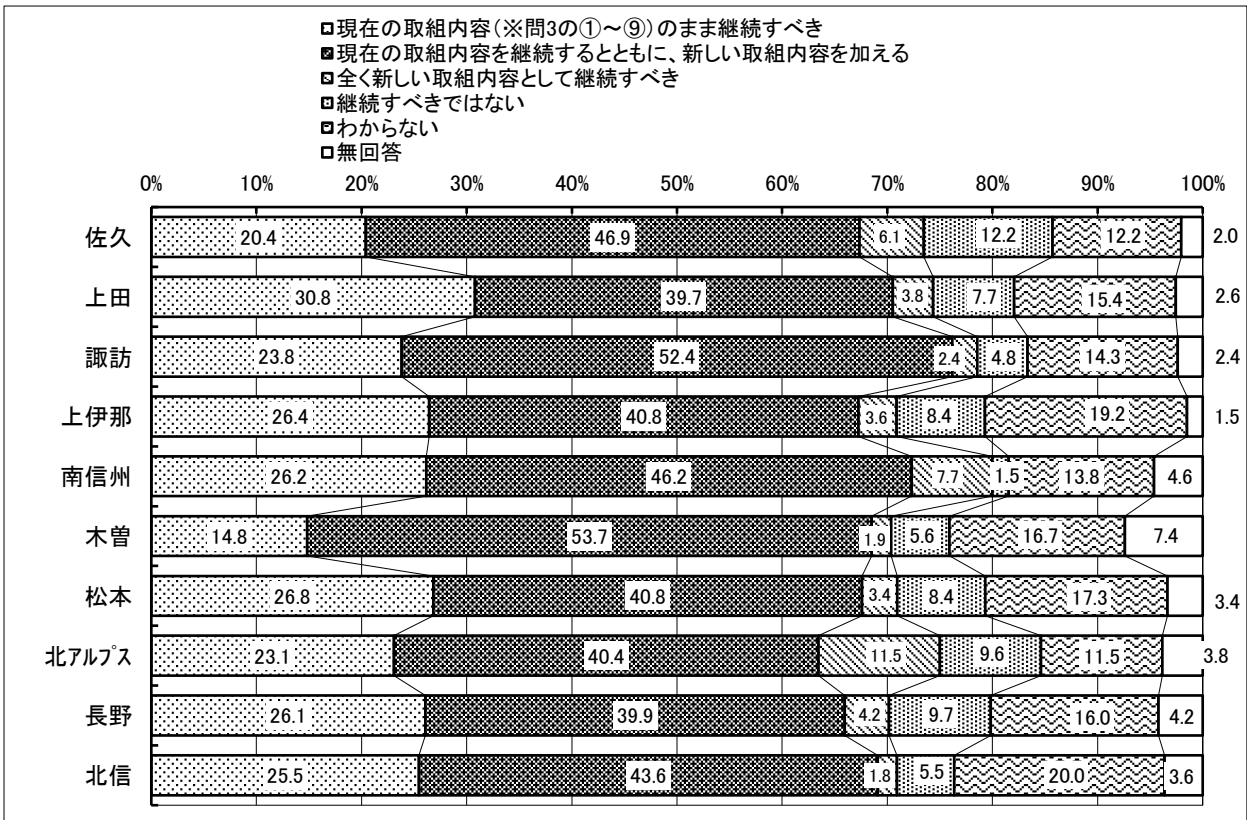




【性別・年代別】



【地域別】



## 問6 森林税を継続すべき理由について <問5で①、②、③を選ばれた方>

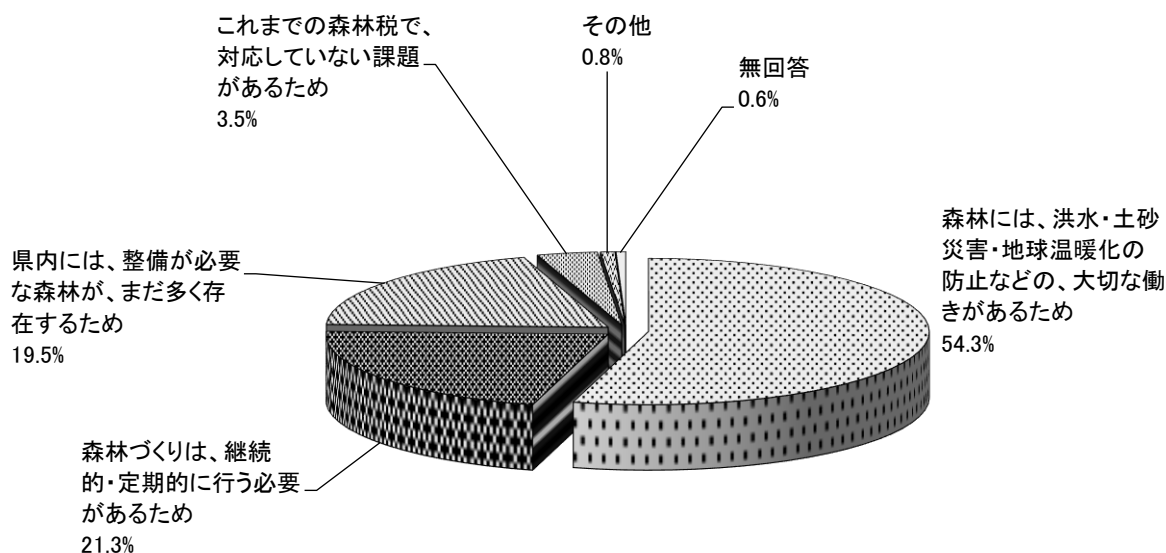
あなたが森林税を「継続すべき」と考える最大の理由は何ですか？次の中から1つお選びください。

●「洪水・災害・地球温暖化防止の大切な働きがある」(54.4%)が高い割合となっており、次いで「森林づくりは継続的・定期的に行う必要がある」(21.3%)となっている。

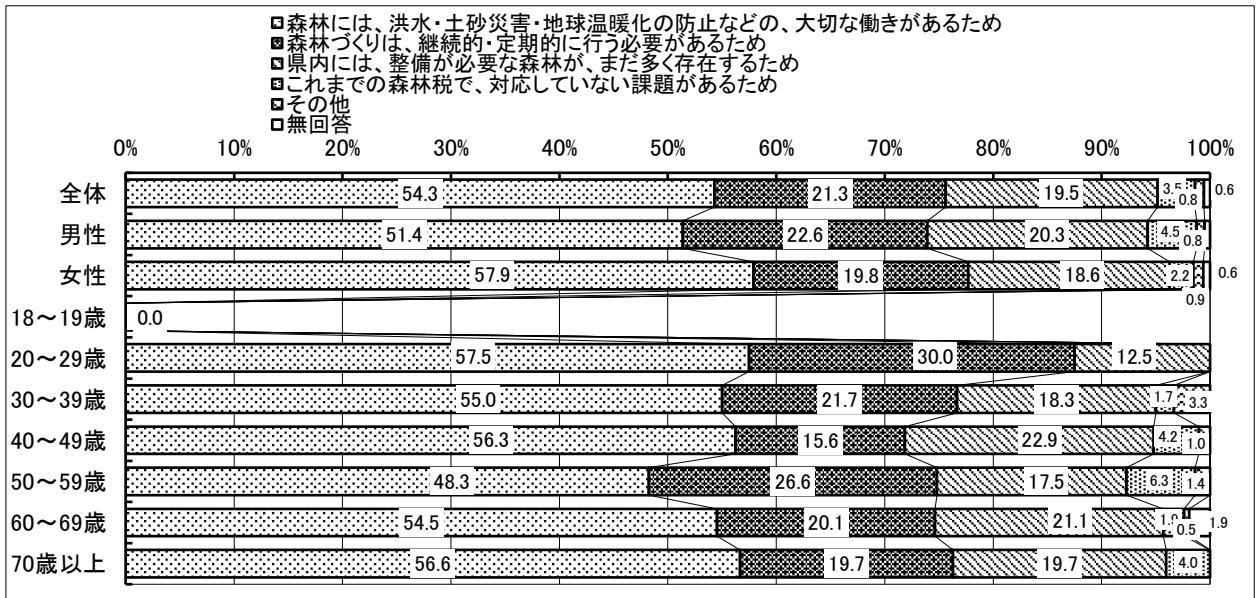
	n= 722	回答数 (人)	割合 (%)
① 森林には、洪水・土砂災害・地球温暖化の防止などの、大切な働きがあるため		393	54.4
② 森林づくりは、継続的・定期的に行う必要があるため		154	21.3
③ 県内には、整備が必要な森林が、まだ多く存在するため		141	19.5
④ これまでの森林税で、対応していない課題があるため		25	3.5
⑤ その他		6	0.8
無回答		3	0.4

### その他意見

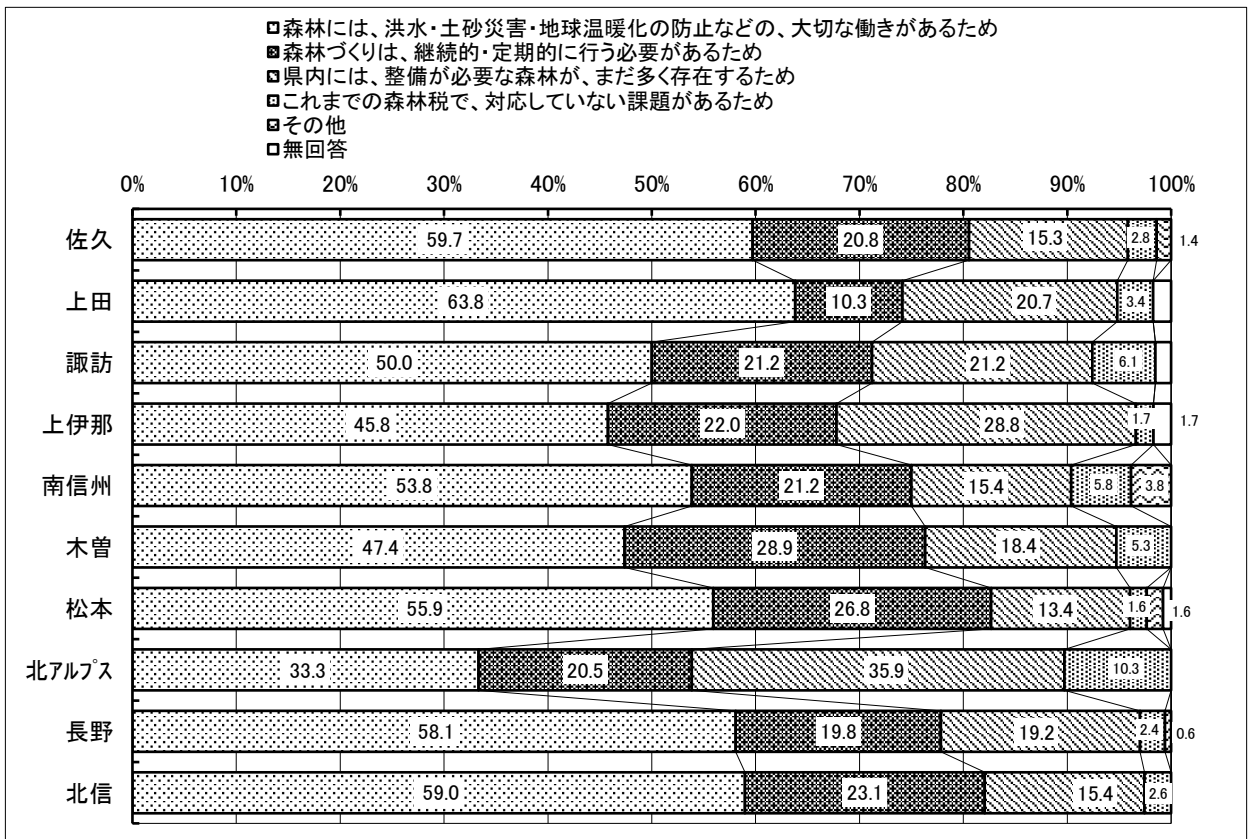
- ・今ある森林を子ども達に残すため
- ・森林整備や自然環境の保全のため
- ・人と野生鳥獣が共存できる森林空間が必要 など



【性別・年代別】



【地域別】



## 問7 森林税を継続すべきでない理由について <問5で④を選ばれた方>

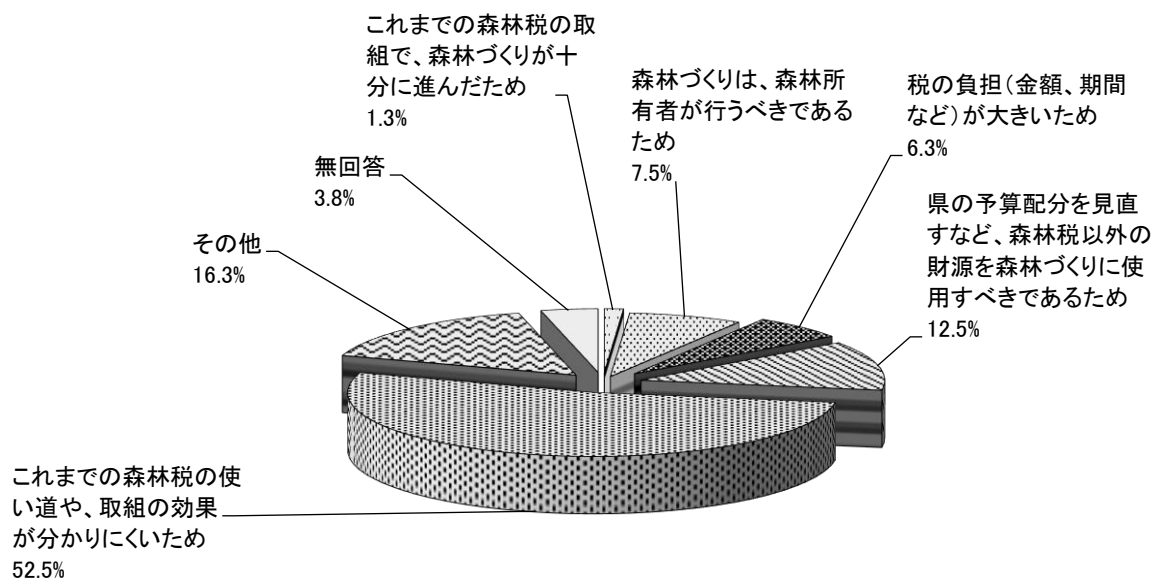
あなたが森林税を「継続すべきではない」と考える最大の理由は何ですか？次の中から1つお選びください。

●全体では「森林税の使い道や、取組の効果が分かりにくい」が52.5%と最も高い割合になっており、次いで「森林税以外の財源を森林づくりに使用すべき」が12.5%の回答であった。

	n= 80	回答数 (人)	割合 (%)
① これまでの森林税の取組で、森林づくりが十分に進んだため		1	1.3
② 森林づくりは、森林所有者が行うべきであるため		6	7.5
③ 国でも森林環境税を検討しているなど、税の負担(金額、期間など)が大きい		5	6.3
④ 県の予算配分を見直すなど、森林税以外の財源を森林づくりに使用すべきであるため		10	12.5
⑤ これまでの森林税の使い道や、取組の効果が分かりにくい		42	52.5
⑥ その他		13	16.3
無回答		3	3.8

### その他意見

- ・大北森林組合事案をうけて、何のための税かわからない
- ・検査等が不十分など不正が多い
- ・基金残があると聞いたため など

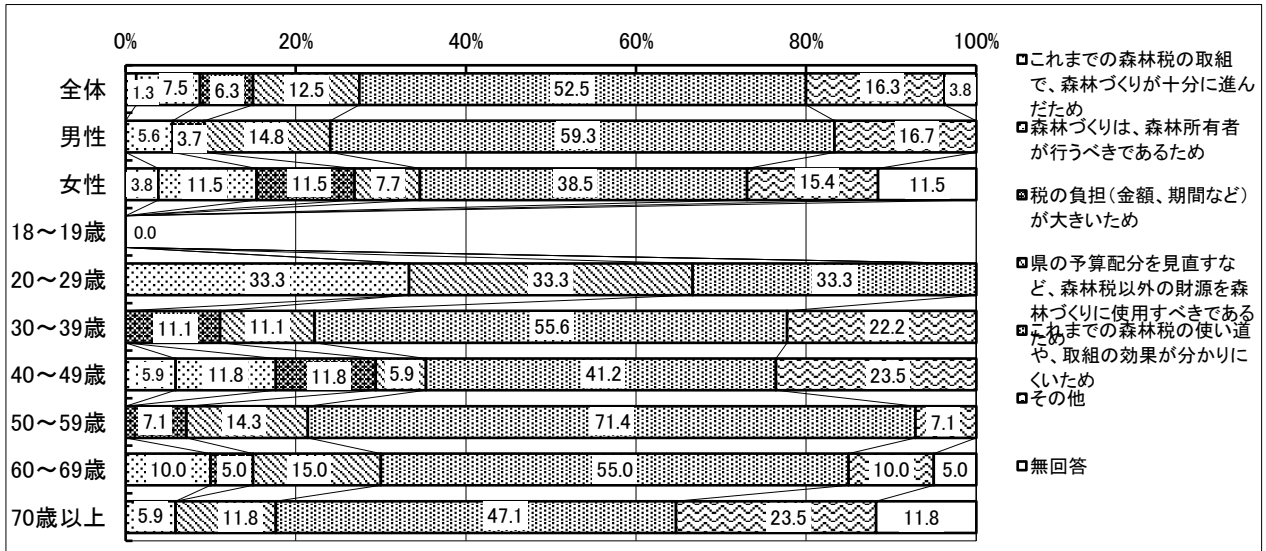


### 【男女別・年代別回答者数】

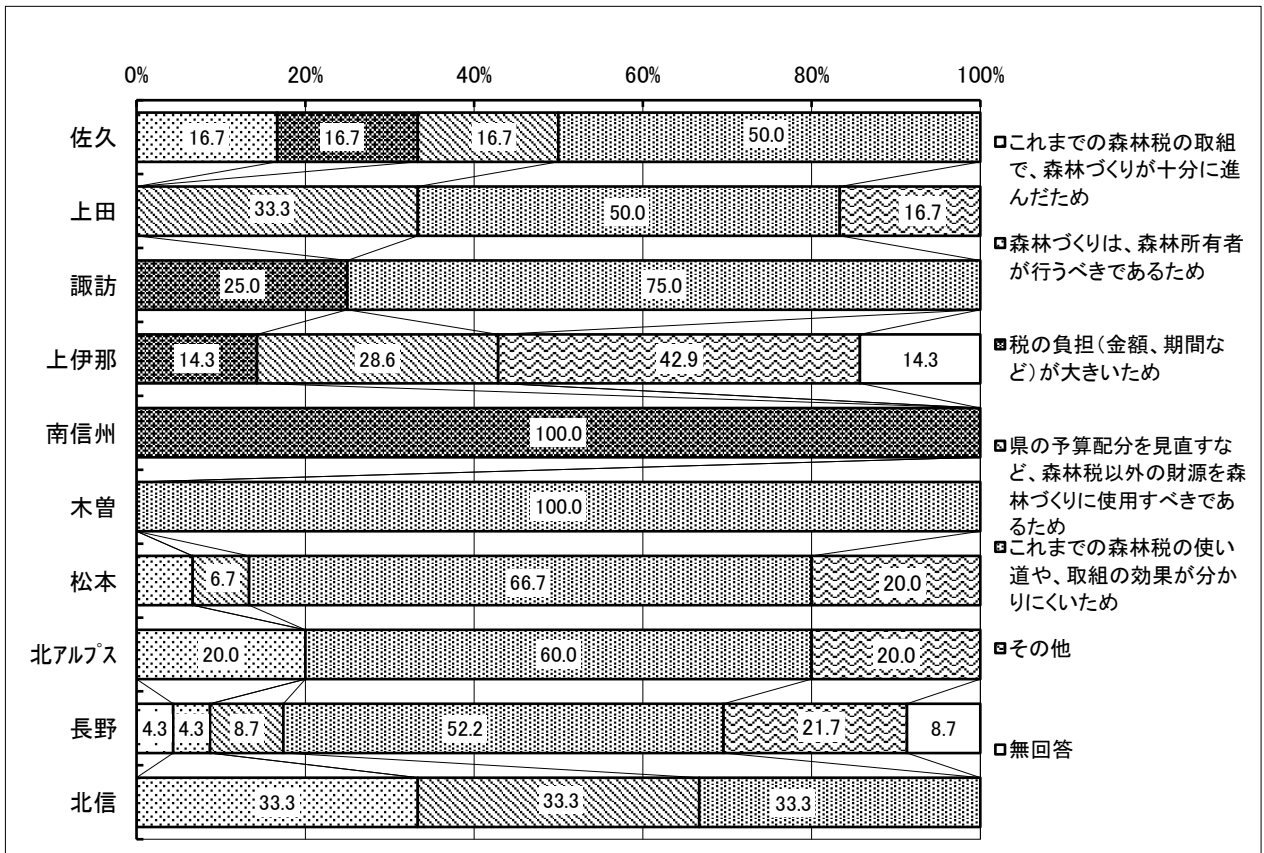
(上段回答者数:下段割合)

	総数	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
総数	78	0	3	8	16	14	20	17
	100.0%	0.0%	3.8%	10.3%	20.5%	17.9%	25.6%	21.8%
男性	52	0	2	7	8	10	14	11
	66.7%	0.0%	3.8%	13.5%	15.4%	19.2%	26.9%	21.2%
女性	26	0	1	1	8	4	6	6
	33.3%	0.0%	3.8%	3.8%	30.8%	15.4%	23.1%	23.1%

【性別・年代別】



【地域別】



## 問8 森林税を継続した場合の取組について

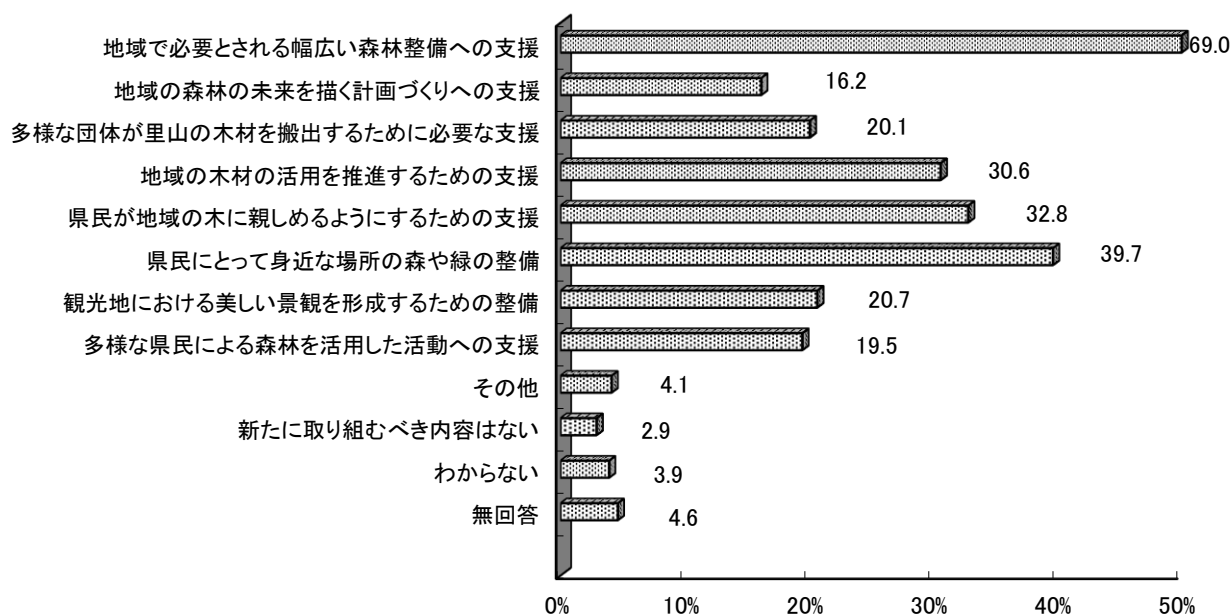
仮に森林税を継続する場合、あなたが森林税を活用すべきだと考える今後の新たな取組内容は何か？次の中から3つまでお選びください。

●「地域で必要とされる幅広い森林整備への支援」が69.0%と最も高く、次いで「県民にとって身近な場所の森や緑の整備」(39.7%)、「県民が地域の木に親しめるようにするための支援」(32.8%)という回答であった。

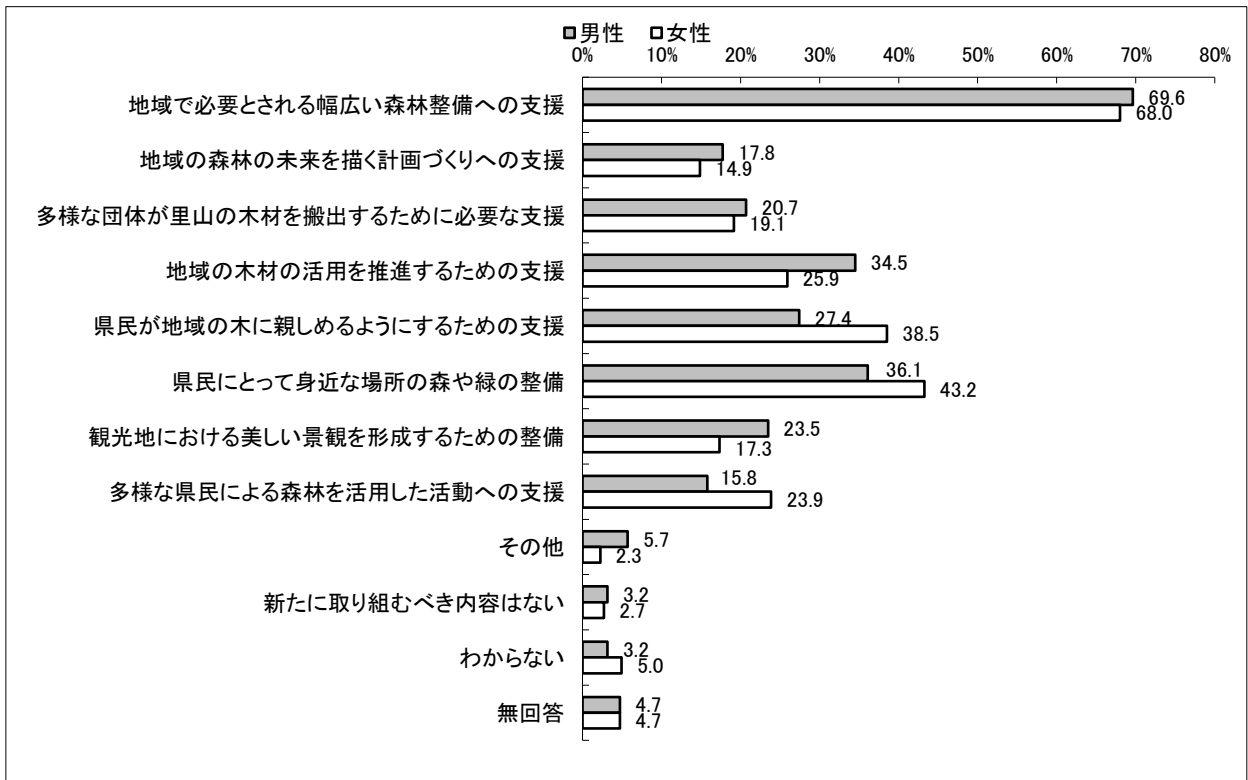
	n= 996	回答数 (人)	割合 (%)
① 地域で必要とされる幅広い森林整備への支援		687	69.0
② 地域の森林の未来を描く計画づくりへの支援		161	16.2
③ 多様な団体が里山の木材を搬出するために必要な支援		200	20.1
④ 地域の木材の活用を推進するための支援		305	30.6
⑤ 県民が地域の木に親しめるようにするための支援		327	32.8
⑥ 県民にとって身近な場所の森や緑の整備		395	39.7
⑦ 観光地における美しい景観を形成するための整備		206	20.7
⑧ 多様な県民による森林を活用した活動への支援		194	19.5
⑨ その他		41	4.1
⑩ 新たに取り組むべき内容はない		29	2.9
⑪ わからない		39	3.9
無回答		46	4.6

### その他意見

- ・用途を限定しないで、市町村が必要とする事業に使えるようにする
- ・松くい虫対策や野生鳥獣対策、木材の利用拡大に使用してほしい
- ・人材の育成 など



【性別】



【年代別】

(単位：%)

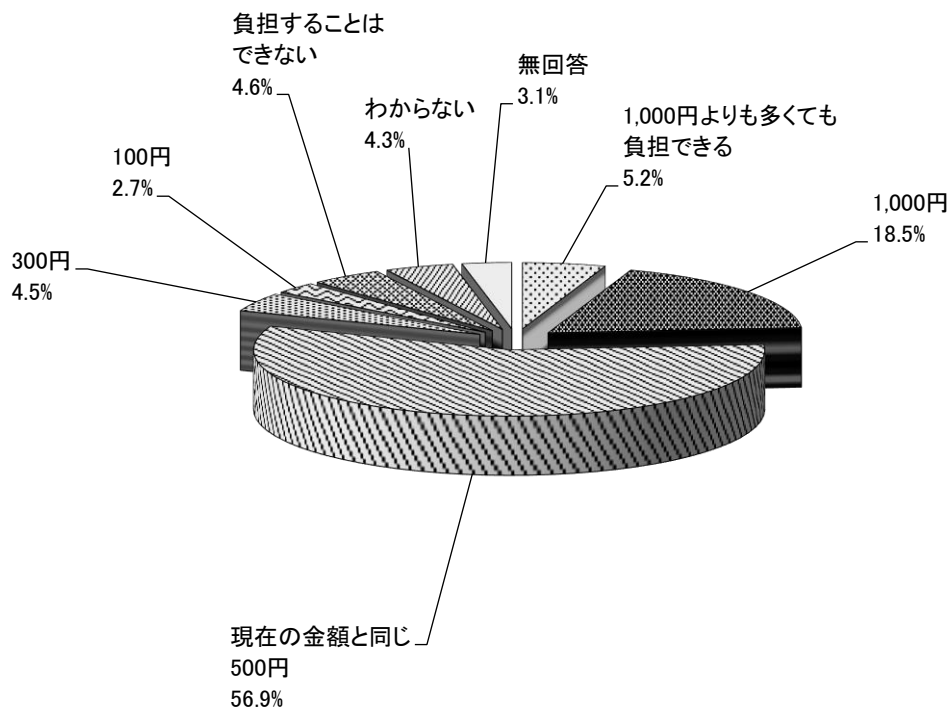
	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
地域で必要とされる幅広い森林整備への支援	50.0	58.6	66.3	65.5	71.6	70.4	71.0
地域の森林の未来を描く計画づくりへの支援	25.0	13.8	11.3	17.6	16.5	16.6	17.7
多様な団体が里山の木材を搬出するために必要な支援	0.0	20.7	21.3	14.9	20.5	21.7	20.3
地域の木材の活用を推進するための支援	25.0	24.1	22.5	31.1	33.5	33.2	29.0
県民が地域の木に親しめるようにするための支援	25.0	39.7	38.8	36.5	33.5	24.5	34.6
県民にとって身近な場所の森や緑の整備	50.0	43.1	40.0	35.8	39.2	40.3	39.8
観光地における美しい景観を形成するための整備	0.0	27.6	22.5	27.7	23.9	21.3	10.8
多様な県民による森林を活用した活動への支援	25.0	25.9	25.0	22.3	18.8	19.8	14.7
その他	0.0	1.7	6.3	2.7	3.4	4.3	5.2
新たに取り組むべき内容はない	0.0	3.4	3.8	2.7	2.3	3.6	2.6
わからない	25.0	0.0	7.5	7.4	3.4	3.6	2.2
無回答	0.0	5.2	2.5	0.0	1.7	5.1	10.4

### 問9 森林税を継続した場合の金額について

現在の森林税では、県内にお住まいの個人の方から、お一人あたり年額500円をいただいています。仮に森林税を継続する場合、あなたは年額どの程度の金額まで負担することができるとお考えですか？次の中から1つお選びください。

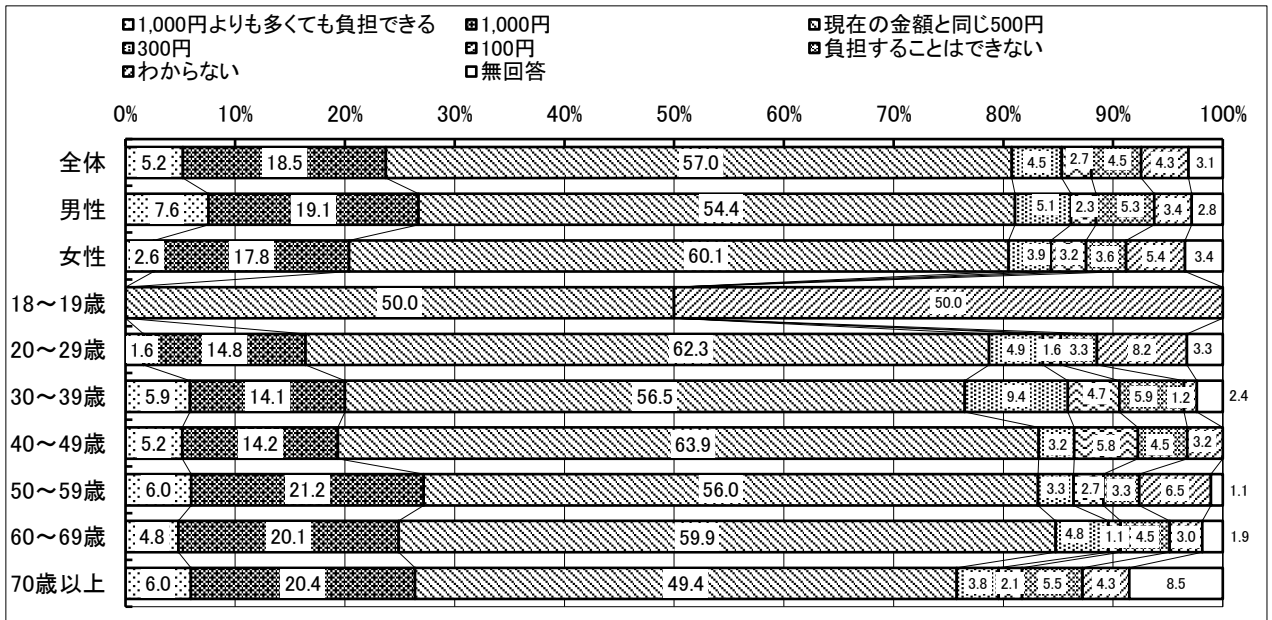
●全体では56.9%の人が「現在と同じ500円」としており、次いで「1000円」が18.5%という結果であった。

	n= 996	回答数 (人)	割合 (%)
① 1,000円よりも多くても負担できる		52	5.2
② 1,000円		184	18.5
③ 現在の金額と同じ500円		567	56.9
④ 300円		45	4.5
⑤ 100円		27	2.7
⑥ 負担することはできない		46	4.6
⑦ わからない		43	4.3
無回答		32	3.2

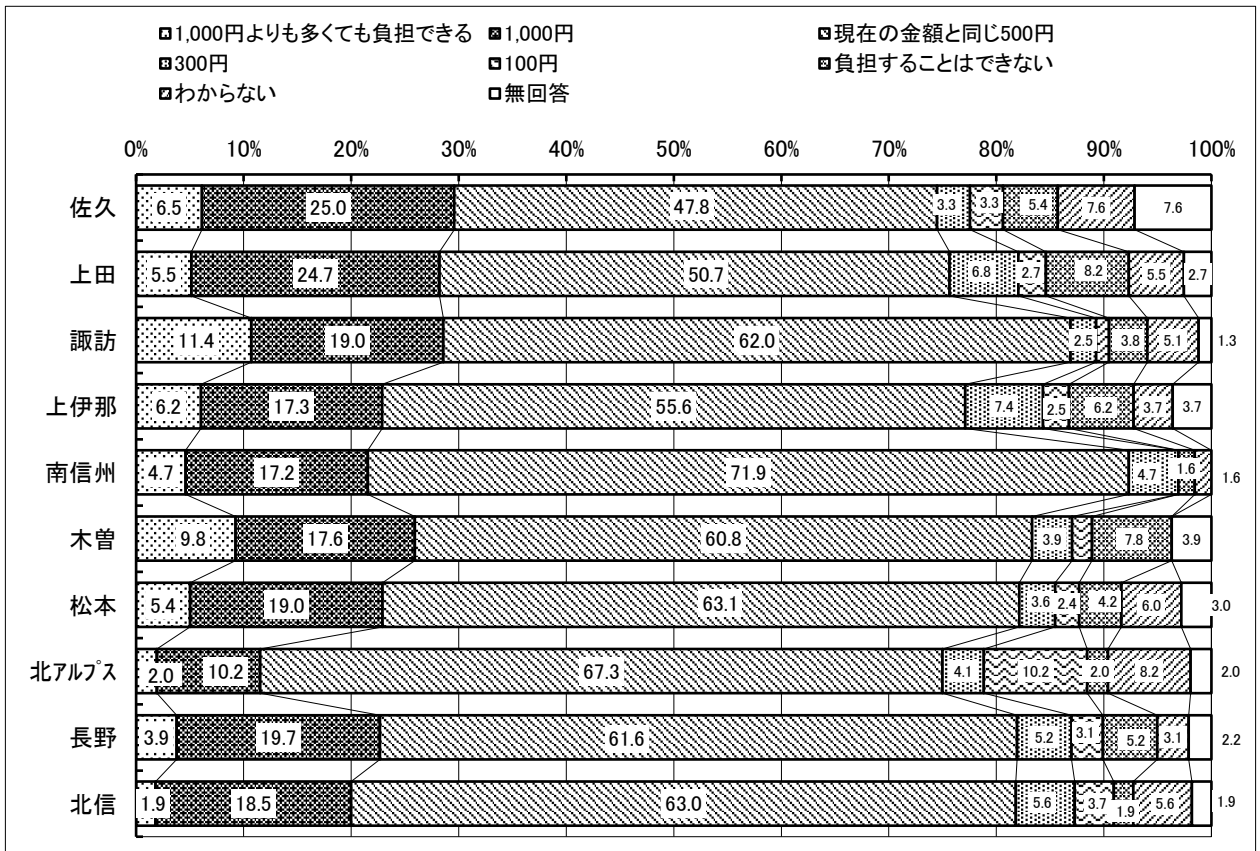




【性別・年代別】



【地域別】

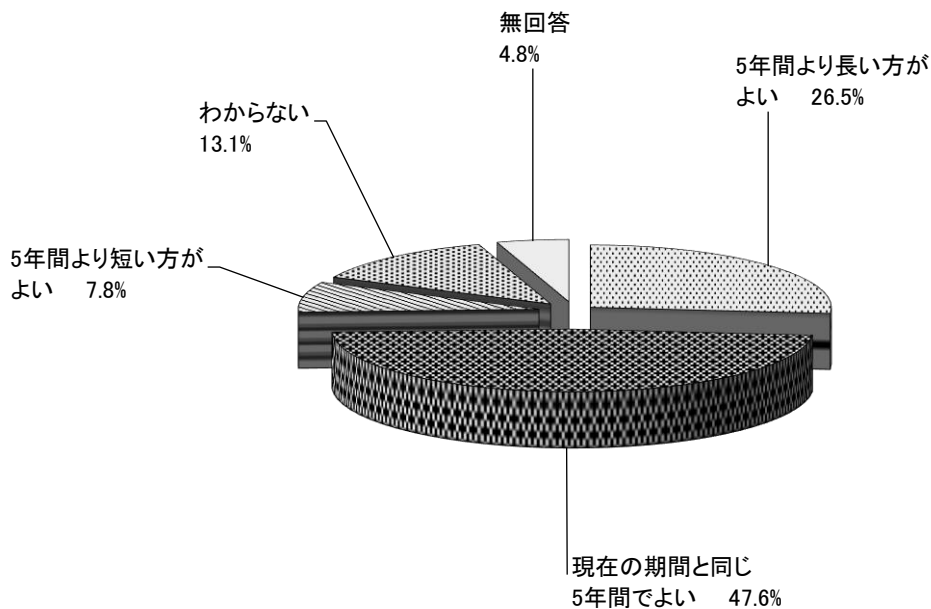


### 問10 森林税を継続した場合の期間について

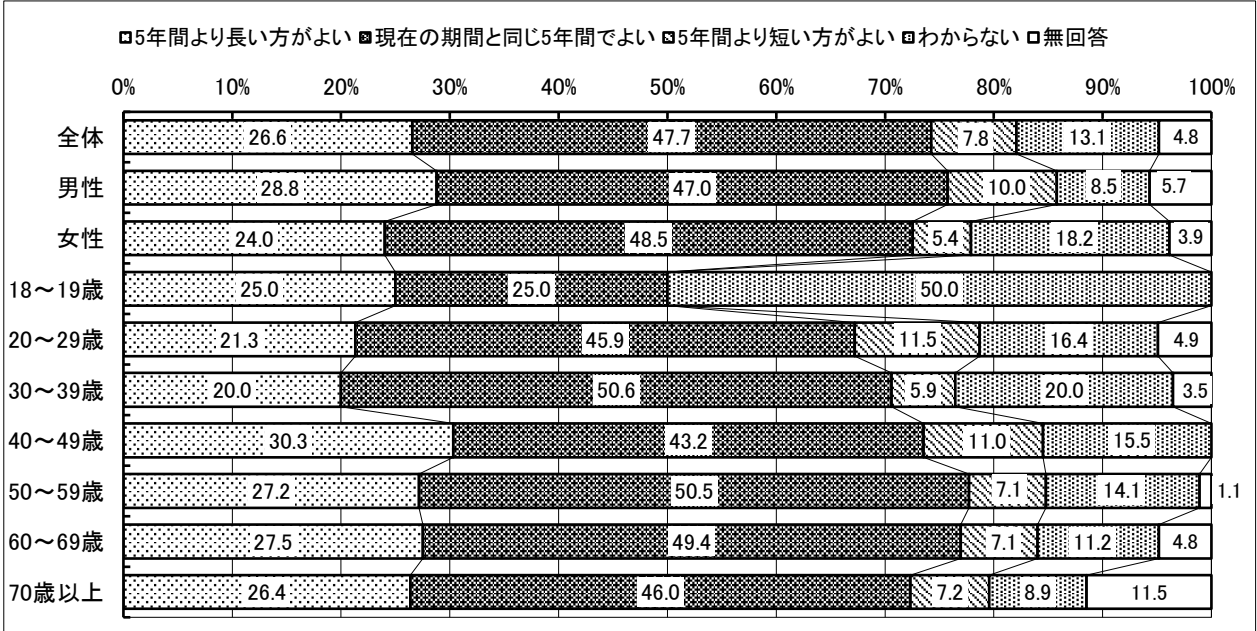
現在の森林税は、平成25年度から29年度までの5年間が実施期間です。仮に森林税を継続する場合、あなたは継続する期間についてどのようにお考えですか？次の中から1つお選びください。

●「現在と同じ5年間」が47.6%、「5年間より長く」が26.5%となっており、「5年間より短く」は7.8%にとどまっている。

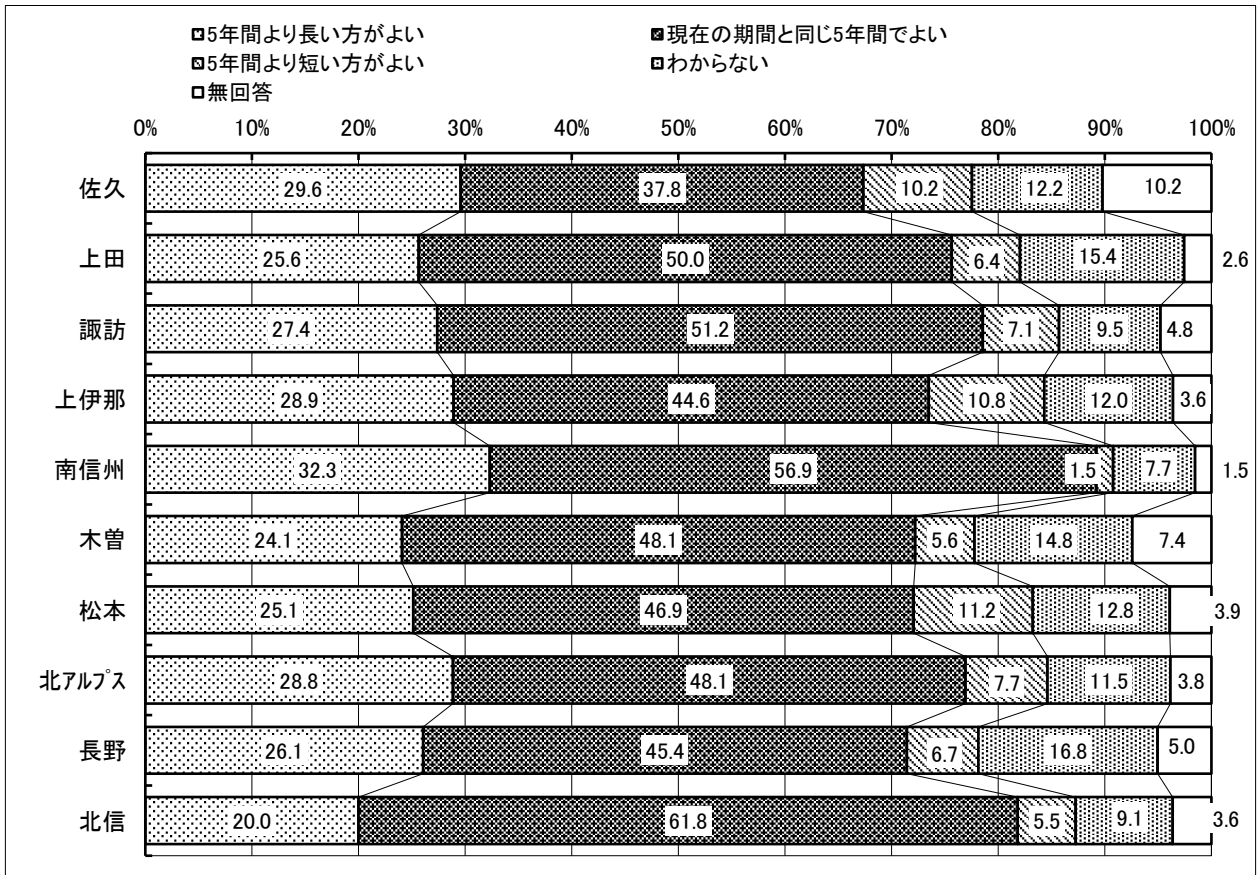
	n= 996	回答数 (人)	割合 (%)
① 5年間より長い方がよい		264	26.5
② 現在の期間と同じ5年間でよい		474	47.6
③ 5年間より短い方がよい		78	7.8
④ わからない		131	13.2
無回答		49	4.9



【性別・年代別】



【地域別】

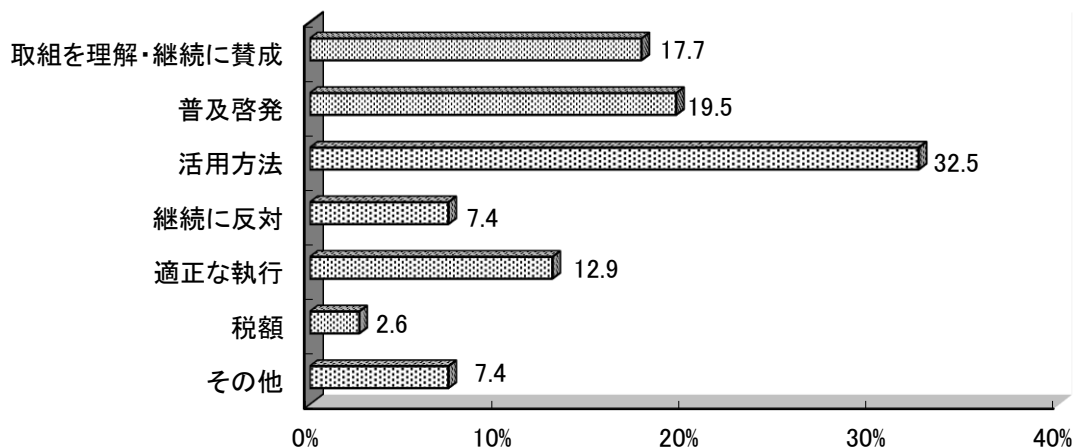


## 問11 森林税に関するご意見について

森林税に関するご意見等がある場合は、以下にご記入をお願いします。

- ・379人から意見が出された。
- ・活用方法に関する意見が最も多く、中でも、松くい虫対策、森林整備に森林づくり県民税を有効に活用して欲しいといったものが多かった。
- ・次いで、普及啓発に関する意見が多く、森林づくり県民税の取組や成果を広く知ってもらうようにすべきといったものが多くあった。
- ・また、適正な執行に関する意見では、大北森林組合等による補助金不適正受給の問題や徴収された税金が使用されずに残っている問題に対する意見が多くを占めていた。
- ・この他、森林づくり県民税の継続に賛成、反対等について、それぞれ意見が寄せられた。

	n=379	回答数 (人)	割合 (%)
取組を理解・継続に賛成		67	17.7
普及啓発		74	19.5
活用方法(松くい虫、森林整備、木材利用等)		123	32.5
継続に反対		28	7.4
適正な執行		49	12.9
税額		10	2.6
その他		28	7.4



代表的なご意見をまとめると、次のような内容であった。

#### 1. 森林づくり県民税への意識

税に対する意識としては、

- ・森林を保全するために協力したい。
- ・何が行われているのか、もっと広報に力を入れてほしい。
- ・森林づくり県民税があること自体知らなかった。

といった意見が寄せられた。

#### 2. 森林づくり県民税へ継続に対する賛成・反対への意見

継続に賛成の意見としては、

- ・森林は大切な存在であり、森林づくり県民税を有効に活用して守り育てて欲しい。
- ・森林をよりよい姿で次の世代に残していくことは必要なこと。
- ・県民にこのような機会を設けて意見を求め、見直しをすることは大事なこと。

といった意見が寄せられた。

継続に反対の意見としては、

- ・山を持っていない個人から集める必要はない。
- ・森林の恩恵を受ける下流域や国全体で負担する性格のものである。
- ・補助金不正受給や基金残などの問題があり必要性が理解できない。

といった意見が寄せられた。

#### 3. 森林づくり県民税の活用方法

活用方法については、

- ・松くい虫の被害対策
- ・手入れが行き届かない森林の整備
- ・木造住宅や薪・木工品など、木材が身近に感じられるような取組
- ・危険な箇所での樹木の伐採などへの用途の拡大
- ・将来の森林づくりを担う人材の育成

といった意見が寄せられた。

#### 4. 森林づくり県民税の適正な執行

適正な執行については、

- ・大北森林組合等による補助金不正受給のようなことが二度と起こらないよう厳正な執行を望む。
- ・残額が生じることの無いよう、目的に沿って適正に使用すべき。

といった意見が寄せられた。



## IV 調 査 票

## 調査票

(この冊子にご記入いただき、同封の返信用封筒に入れてご返送ください。)

# 長野県森林づくり県民税等に関するアンケート調査

## ～ご協力のお願い～

皆様には、日頃から県政に対しましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

長野県は、県土の約8割を森林が占める全国でも有数の森林県です。

また、森林には、水を蓄え、洪水を緩和し、土砂災害を防止するなどの様々な役割があり、私たちの暮らしに無くてはならない大切な存在です。

一方、長野県の森林は零細な個人有林が多く、過疎化等による所有者の不在村化、森林の境界が不明慮といった問題によって整備が進みにくい状況になっています。

平成18年には、手入れが行き届いていない里山の崩壊により甚大な被害が発生し、私たちの安全・安心な暮らしを守るために、身近な里山の手入れの必要性が指摘されました。

こうしたことを背景に、県民や企業の皆様のご理解をいただく中で、平成20年度から「長野県森林づくり県民税（通称：森林税）」を導入し、従来の施策では整備が進みにくかった里山について、森林所有者の負担を軽減する新たな方法で間伐を進めています。

森林税は、県内にお住まいの方などに、平成20年度から平成29年度までの10年間、毎年、個人500円/年、法人均等割額の5%相当額（1,000円～40,000円）をお納めいただき、里山の間伐をはじめ、間伐材の利活用や里山と人との絆づくりなどの取組に活用させていただいています。

本年度は、森林税の導入から10年目に入り、現在は、これまでの森林税を活用した事業の評価と、今後の方向性などについて検討作業を進めています（詳細につきましては、同封しました「長野県森林づくり県民税（森林税）」の取組の資料をご確認ください）。

このアンケート調査は、検討作業にあたり、森林税などに対する県民の皆様のお考えをお聞きし、今後の方向性を考える上での参考資料とさせていただくものです。

お聞かせいただいた内容は、集計した上で公表する予定ですが、個人に関する内容が公表されることは一切ございません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成29年(2017年)6月  
長野県

(裏面もご覧ください)



## 調査の実施方法

- ◆ このアンケート調査は、長野県が実施主体となって、「株式会社こうそく」に業務を委託しています。
- ◆ この調査は、無作為に選ばせていただいた、長野県内にお住まいの満 18 歳以上の約 3 千人の方をお願いしています。

## ご記入に当たってのお願い

- ◆ この調査には、お送りした封筒に書かれているあて名のご本人がお答えください。
- ◆ 記入は、黒鉛筆または黒のボールペンでお願いします。
- ◆ 調査にご回答いただく前に、別紙「長野県森林づくり県民税（森林税）の取組」をお読みください。
- ◆ 回答は、各設問欄右端の四角の枠の中に、当てはまる番号をご記入ください。
- ◆ 質問には、文中に特に断りがない限り、できるだけお答えください。

## 調査票の返送について

- ◆ ご記入いただいた調査票は、回答漏れのないことをご確認の上、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに平成 29 年 6 月 30 日（金）までにご返送ください。（お名前や住所の記入は不要です。）

## 調査についてのお問い合わせ先

- ◆ この調査についてのお問い合わせは、以下までお願いします。

長野県林務部森林政策課企画係  
(担当) 宮坂、橋渡  
電 話 : 026-235-7261 (直通)  
F A X : 026-234-0330  
E-mail : rinsei@pref.nagano.lg.jp

# 1. ご回答いただいた方についての質問

## 問1 回答者の性別について

あなたの性別について、次の中から1つお選びください。

- ① 男性
- ② 女性

こちらに番号をご記入ください⇒  
(以下、同様をお願いします)



問2へ

## 問2 回答者の年齢について

あなたの年齢について、次の中から1つお選びください。

- ① 18～19才
- ② 20～29才
- ③ 30～39才
- ④ 40～49才
- ⑤ 50～59才
- ⑥ 60～64才
- ⑦ 65～69才
- ⑧ 70～74才
- ⑨ 75才以上



問3へ

## 問3 回答者の職業について

あなたの職業について、次の中から1つお選びください。

(複数の職をお持ちの方は、収入が多いなど、主たる職業の方をお選びください。)

- 自営業
  - ① 農業・漁業の自営業
  - ② 林業の自営業
  - ③ 商・工・サービス業（小売店・飲食店・理髪店・修理店など）
  - ④ 自由業（開業医・弁護士・宗教家・芸術家・茶華道師匠など）
- お勤め
  - ⑤ 役員・管理職（民間会社・官公庁の課長級以上）
  - ⑥ 事務職・専門技術職（事務職員・教員・技術者など）
  - ⑦ 技能・労務職（技能工・販売店員・外交員など）
  - ⑧ 林業関係職（森林組合・林業事業体など）
- その他
  - ⑨ 主婦・主夫
  - ⑩ パート・アルバイト
  - ⑪ 学生
  - ⑫ 無職
  - ⑬ その他（具体的にお書きください）



問4へ

#### 問4 回答者が居住する市町村について

あなたがお住まいの市町村を、次の中から1つお選びください。

【佐久地域】	①小諸市	②佐久市	③小海町	④佐久穂町	⑤川上村	⑥南牧村	<input type="checkbox"/>	
	⑦南相木村	⑧北相木村	⑨軽井沢町	⑩御代田町	⑪立科町	↓		
【上田地域】	⑫上田市	⑬東御市	⑭長和町	⑮青木村			問5へ	
【諏訪地域】	⑯岡谷市	⑰諏訪市	⑱茅野市	⑲下諏訪町	⑳富士見町	㉑原村		
【伊那地域】	㉒伊那市	㉓駒ヶ根市	㉔辰野町	㉕箕輪町	㉖飯島町	㉗南箕輪村		
	㉘中川村	㉙宮田村						
【飯田地域】	㉚飯田市	㉛松川町	㉜高森町	㉝阿南町	㉞阿智村	㉟平谷村	③⑥根羽村	
	㊱下條村	㊲売木村	㊳天龍村	㊴泰阜村	㊵喬木村	㊶豊丘村		㊷大鹿村
【木曾地域】	㊸上松町	㊹南木曾町	㊺木曾町	㊻木祖村	㊼玉滝村	㊽大桑村		
【松本地域】	㊾松本市	㊿塩尻市	㉑安曇野市	㉒麻績村	㉓生坂村	㉔山形村		
	㉕朝日村	㉖筑北村						
【大北地域】	㉗大町市	㉘池田町	㉙松川村	㉚白馬村	㉛小谷村			
【長野地域】	㉜長野市	㉝千曲市	㉞須坂市	㉟坂城町	㊱小布施町	㊲高山村		
	㊳信濃町	㊴飯綱町	㊵小川村					
【北信地域】	㊶中野市	㊷飯山市	㊸山ノ内町	㊹木島平村	㊺野沢温泉村	㊻栄村		

#### 問5 回答者の森林の所有について

あなた（ご家族を含む）は、**森林を所有されていますか？** 次の中から1つお選びください。

① 森林を所有しており、その場所も詳しい境界も知っている	<input type="checkbox"/>
② 森林を所有しており、その場所を知っているが、詳しい境界は知らない	
③ 森林を所有しているが、その場所も境界も知らない	
④ 森林を所有していないが、住まいのすぐ近くに森林がある	
⑤ 森林を所有しておらず、住まいのすぐ近くに森林がない	
⑥ 森林を所有しているかどうかわからない	

#### 問6 回答者の森林を訪れる機会について

あなたは、**最近、森林を訪れましたか？** 次の中から1つお選びください。

① 毎年必ず、森林を訪れている	<input type="checkbox"/>
② 毎年ではないが、ここ1年の間に森林を訪れた	
③ 2年以上森林を訪れていない	

「1. ご回答いただいた方についての質問」はこれで終わりです。

次の「2. 長野県森林づくり県民税（森林税）についての質問」にお進みください。

## 2. 長野県森林づくり県民税(森林税)についての質問

### 問1 森林税の認知度について

長野県では、平成20年度から森林税を導入しています。

あなたは、以前から、**森林税の名称、税額、使い道**をご存知でしたか？

次の中から**1つ**お選びください。

- ① 名称、税額を知っており、使い道もよく知っている
- ② 名称、税額を知っており、使い道もある程度知っている
- ③ 名称、税額は知っているが、使い道はよくわからない
- ④ 名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない
- ⑤ 名称、税額、使い道ともに知らない

→ 問2へ

→ 問3へ

### 問2 森林税の広報について <問1で①から④を選ばれた方はお答えください>

あなたは、森林税の名称、税額、使い道などを、どのようにお知りになりましたか？

これまでに**森林税**について見たり聞いたりしたことがある項目を、次の中から**全て**お選びください。

- ① 広報ながのけん
- ② 新聞記事
- ③ 市町村の広報誌
- ④ リーフレット
- ⑤ 納税通知書
- ⑥ テレビ(ニュース・番組)
- ⑦ テレビ(コマーシャル)
- ⑧ ラジオ・有線放送
- ⑨ 県のホームページ・ブログ
- ⑩ 人伝え(口コミ)
- ⑪ 森林税で整備した森林に設置されたPR用の横断幕・看板など
- ⑫ その他(具体的にお書きください: )


問3へ

### 問3 森林税を活用した取組について

森林税は現在、以下のような森林づくりに関する取組に活用されています。  
あなたが**大切だと思**う取組を、次の中から**3つまで**お選びください。

#### (求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進)

- ① 手入れの遅れている森林の間伐
- ② 市町村が行う森林づくりへの支援（松くい虫被害対策、獣害対策を目的とした緩衝帯整備、景観整備等）
- ③ 市町村による水源林の取得経費への支援

#### (間伐材の利活用等による継続的な森林づくりの推進)

- ④ 森林税で間伐した間伐材を搬出する経費への支援
- ⑤ 地域が主体となり、里山の森林資源をストーブの薪（まき）や、商店街のベンチやプランターに利用するなど、身近な場所で木材を活用する取組への支援
- ⑥ 里山を活用した地域づくりや木材利用など経営感覚を持った人材の育成

#### (里山と人との絆づくりを進める取組の促進)

- ⑦ 里山を活用する地域に対して、技術指導や安全教育等を行う取組への支援
- ⑧ 県産材を利用しながら木や森について学習する「木育（もくいく）」活動への支援
- ⑨ 森林づくりを通じた企業と地域との交流の促進（森林（もり）の里親促進）
- ⑩ 大切な取組はない
- ⑪ わからない


問4へ

(取組内容の詳細については、別添『「長野県森林づくり県民税（森林税）」の取組』をご覧ください)

### 問4 森林に対する関心について

森林税を活用した様々な取組などを通して、**近年、森林に対するあなたの最近の関心は変化しましたか？** 次の中から**1つ**お選びください。

- ① 関心は高まった
- ② どちらかといえば関心は高まった
- ③ 変わらない（もともと関心は高い）
- ④ 変わらない（関心は低いまま）
- ⑤ どちらかといえば関心が低くなった
- ⑥ 関心が低くなった
- ⑦ わからない



問5へ

## 問5 森林税の継続について

現在の森林税は、平成25年度から29年度までの5年が実施期間です。

あなたは、平成30年度以降の森林税の継続についてどのようにお考えですか？ 次の中から1つお選びください。

① 現在の取組内容（※問3の①～⑨）のまま継続すべき	➡ 問6へ	<input type="checkbox"/>
② 現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加える		
③ 全く新しい取組内容として継続すべき		
④ 継続すべきではない	➡ 問7へ	
⑤ わからない	➡ 問8へ	

## 問6 森林税を継続すべき理由について <問5で①、②、③を選ばれた方はお答えください>

あなたが森林税を「継続すべき」と考える最大の理由は何ですか？ 次の中から1つお選びください。

① 森林には、洪水・土砂災害・地球温暖化の防止などの、大切な働きがあるため	<input type="checkbox"/> ↓ 問8へ
② 森林づくりは、継続的・定期的に行う必要があるため	
③ 県内には、整備が必要な森林が、まだ多く存在するため	
④ これまでの森林税で、対応していない課題があるため	
⑤ その他（具体的にお書きください： _____ )	

## 問7 森林税を継続すべきでない理由について <問5で④を選ばれた方はお答えください>

あなたが森林税を「継続すべきではない」と考える最大の理由は何ですか？ 次の中から1つお選びください。

① これまでの森林税の取組で、森林づくりが十分に進んだため	<input type="checkbox"/> ↓ 問8へ
② 森林づくりは、森林所有者が行うべきであるため	
③ 国でも森林環境税を検討しているなど、税の負担（金額、期間など）が大きい	
④ 県の予算配分を見直すなど、森林税以外の財源を森林づくりに使用すべきであるため	
⑤ これまでの森林税の使い道や、取組の効果が分かりにくい	
⑥ その他（具体的にお書きください： _____ )	

## 問8 森林税を継続した場合の取組について

仮に森林税を継続する場合、あなたが森林税を活用すべきだと考える**今後の新たな取組内容は何ですか？** 次の中から**3つまで**お選びください。

### (森林づくりの推進)

- ① 間伐ばかりでなく、地域で必要とされる幅広い森林整備（森林内遊歩道の整備、学校林の整備、倒木の危険性のある樹木の伐採、竹林の整備等）への支援
- ② 地域の森林の未来を描く計画づくりへの支援
- ③ 地域やNPOなど多様な団体が里山の木材を搬出するための簡易な資機材の導入や作業路の整備、技術講習会開催等に係る支援

### (地域の木材を活用するための取組)

- ④ 住宅の建築や木製品の新品開発、販路開拓など地域の木材の活用を推進するための支援
- ⑤ 公共施設等の木質化や学校への木製品の導入、子どもたちの遊び場への木のおもちゃの設置など、より多くの県民が地域の木に親しめるようにするための支援

### (森林整備以外の身近な取組)

- ⑥ 市街地や公園、道路、河川の周辺など多くの県民にとって身近な場所の森や緑の整備
- ⑦ 観光地における美しい景観を形成するための森や緑の整備
- ⑧ 子ども、障がい者、高齢者等多様な県民による森林を活用した文化・教育・保全活動への支援（森林セラピー、自然体験活動、環境教育等）

### (その他)

- ⑨ その他（具体的にお書きください）
  - ・
  - ・
  - ・
- ⑩ 新たに取り組むべき内容はない
- ⑪ わからない


問9へ

## 問9 森林税を継続した場合の金額について

現在の森林税では、県内にお住まいの個人の方から、お一人あたり**年額500円**をいただいています。仮に森林税を継続する場合、**あなたは年間どの程度の金額まで負担することができる**とお考えですか？ 次の中から**1つ**お選びください。

- ① 1,000円よりも多くても負担できる
- ② 1,000円
- ③ 現在の金額と同じ500円
- ④ 300円
- ⑤ 100円
- ⑥ 負担することはできない
- ⑦ わからない



問10へ

## 問 10 森林税を継続した場合の期間について

---

現在の森林税は、平成 25 年度から 29 年度までの **5 年間**が実施期間です。

仮に森林税を継続する場合、**あなたは継続する期間についてどのようにお考えですか？**

次の中から **1 つ**お選びください。

- ① 5 年間より長い方がよい
- ② 現在の期間と同じ 5 年間でよい
- ③ 5 年間より短い方がよい
- ④ わからない



問 11 へ

## 問 11 森林税に関するご意見について

---

森林税に関するご意見等がある場合は、**以下にご記入をお願いします。**

アンケートはこれで全て終わりです。回答へのご協力、ありがとうございました。